

# 鹿兒島県環境教育等行動計画



令和3年3月



鹿兒島県



## はじめに

私たちのふるさと鹿児島県は、南北約600kmにも及ぶ広大な県土に、緑豊かな森林や美しい海岸線を有し、桜島や鹿児島湾、我が国で最初に国立公園に指定された霧島、世界自然遺産の屋久島、サンゴ礁や希少な野生動植物が見られ世界自然遺産への登録を目指す奄美大島や徳之島をはじめとする特色ある島々など、優れた自然に恵まれています。このかけがえのない環境を守り育て、次の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務であると考えております。

現在、私たちの周りには、大気・水・土壌環境の汚染などの身近な環境問題から、気候変動問題や生物多様性の損失、海洋プラスチックごみ汚染などの地球規模の様々な環境問題が存在しています。

私たちの日常生活や社会経済活動と密接に関連しているこれらの環境問題は、一人一人が取り組まなければならない問題であり、環境保全に主体性を持って取り組み、持続可能な社会を目指していくことが重要です。また、環境保全等への問題意識や取組を引き出す役割は、家庭、学校、職場、地域等の社会のあらゆる主体や場が担っているといえます。多様な主体が対等な立場を尊重し、お互いの得意分野や他の主体の役割を理解した上で相互に協力して取り組み、環境保全活動や環境教育等を効果的に推進していく必要があります。

このため、環境教育等の取組においても、これまで以上に持続可能な開発目標のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）や持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」との関連を踏まえたものにしていく必要があります。

この県環境教育等行動計画は、本県における環境教育等に関し、方向性や具体的な行動計画を示し、それを総合的かつ計画的に推進することにより「豊かな自然との共生と地球環境の保全」を担っていく人材の育成を目指し、策定したものです。

県では、今後、この行動計画に基づき、様々な施策・事業を積極的に推進することとしております。県民の皆様も、この行動計画を御理解いただき、家庭、学校、職場、地域等の社会のあらゆる主体や場において、環境教育や環境保全活動に取り組まれますようお願いいたします。

終わりに、この計画の策定に当たり、熱心に御審議いただきました鹿児島県環境審議会総合政策部会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見・御提言を賜りました多くの方々に心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

鹿児島県知事

塩田 康一

## 目次

第1章 行動計画の基本的事項 .....	1
1 行動計画策定の背景 .....	1
2 行動計画策定の目的 .....	2
3 行動計画の趣旨及び位置づけ .....	2
4 計画期間 .....	3
第2章 環境教育等の現状と課題 .....	7
1 学校における環境教育等 .....	7
2 家庭・地域社会における環境教育等 .....	8
3 事業者が行う環境教育等 .....	9
4 協働取組の推進 .....	10
5 指導者の育成・活用 .....	10
6 情報提供の充実 .....	11
第3章 環境教育等の基本的方向と各主体の役割 .....	12
1 環境保全のために求められる人間像 .....	12
(1) 私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全 .....	12
(2) 環境保全のために求められる人間像 .....	13
2 基本的方向 .....	14
(1) 環境教育に求められる要素 .....	14
(2) 環境教育において特に重視すべき手法 .....	15
(3) 協働取組についての取組の方向 .....	19
3 各主体の役割 .....	19
(1) 学校の役割 .....	19
(2) 家庭・地域社会の役割 .....	19
(3) 事業者の役割 .....	20
(4) 環境学習拠点施設及び環境保全活動を行う民間団体等の役割 .....	20
第4章 行動計画の内容 .....	21
1 多様な体験活動の推進 .....	21
(1) 学校における環境教育等の充実 .....	21
(2) 家庭・地域社会における環境教育等の充実 .....	23
(3) 事業者が行う環境教育等への支援 .....	27
(4) 地域 ESD 活動推進拠点との連携 .....	28
2 協働取組の推進 .....	29
(1) 事業者との協働 .....	29
(2) 多様な主体との協働 .....	29

3	指導者の育成・活用 .....	30
(1)	学校における指導者の育成 .....	30
(2)	家庭・地域社会における指導者の育成・活用 .....	31
4	情報提供の充実.....	31
5	施策の指標及び数値目標 .....	33
第5章	行動計画の推進・進行管理 .....	34
1	推進体制.....	34
2	進行管理.....	34
(1)	進捗状況の点検及び公表.....	34
(2)	行動計画の見直し .....	34

## 第1章 行動計画の基本的事項

### 1 行動計画策定の背景

本県は、温暖な気候の下、南北約 600km にわたる広大な県土を有し、世界自然遺産に登録されている屋久島、サンゴ礁や希少な野生動植物が見られ世界自然遺産への登録を目指す奄美大島や徳之島をはじめとする特色ある島々、紺碧の錦江湾に浮かぶ桜島や霧島等の火山、変化に富んだ長い海岸線、豊富な温泉、島々に沿って北上する黒潮など、多様で豊かな自然環境に恵まれています。



油井岳から望む大島海峡

一方、私たちの周りには、大気・水・土壌環境の汚染などの身近な環境問題から、気候変動問題や生物多様性の損失、海洋プラスチックごみ汚染などの地球規模の様々な環境問題が存在しています。

とりわけ、気候変動による深刻かつ広範囲に渡る不可逆的な影響は、我が国にも例外なく及びうるもので、自然災害のリスクを増幅させることが深く懸念されます。

また、気候変動等の地球環境の変化により、多様な遺伝資源の減少・消失を含む生物多様性の危機に瀕し、生態系サービス（人々が生態系から得ることができる、食料、水、気候の調節などの様々な便益）の劣化により、世界の食料需給は中長期的な逼迫が懸念されています。

さらに、マイクロプラスチックを含む海洋ごみによる海洋汚染や、人為的な水銀排出、難分解・高蓄積性の有害化学物質によるグローバルな汚染が深刻化しています。

私たちは、化石燃料をはじめとした、地球上の様々なものや資源を利用して、地球環境に負荷をかけながら生きており、私たちの行動が地球環境に影響を与え、また、地球環境の悪化も私たちの生活に影響を与えているのです。

このように、私たちの日常生活や社会経済活動と密接に関連している環境問題は、私たち一人一人が取り組まなければならない問題であり、ふるさとのかけがえのない環境を守り育て、次の世代に引き継いでいくために、一人一人の意識を変え、環境保全に主体性を持って取り組み、持続可能な社会を目指していくことが重要です。

このため、環境教育等の取組においても、これまで以上に持続可能な開発目標のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）や持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」との関連を踏まえたものにしていく必要があります。

環境教育は、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあ

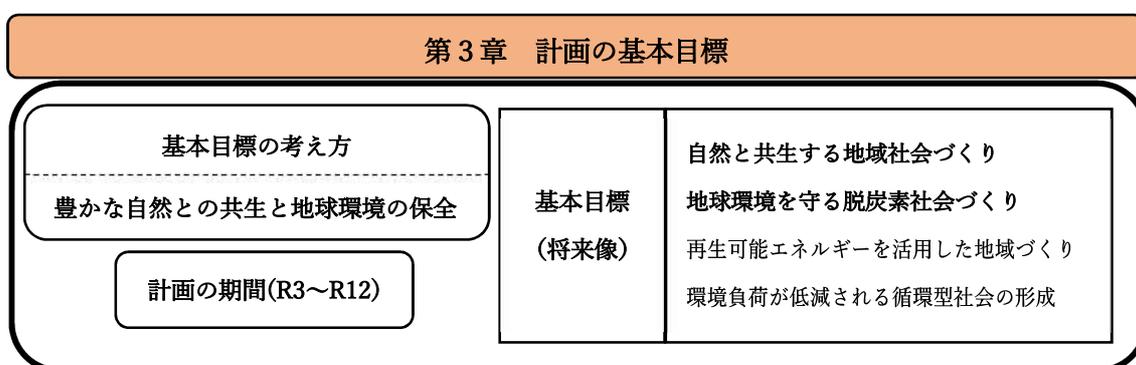
らゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習であり、まさしくESDの考え方と合致するものであり、本計画は、SDGsやESDの概念を取り入れた計画とします。

## 2 行動計画策定の目的

本県では、「鹿児島県環境基本計画」（令和3年3月改定）において、「豊かな自然との共生と地球環境の保全」を目指して、「自然と共生する地域社会づくり」、「地球環境を守る脱炭素社会づくり」、「再生可能エネルギーを活用した地域づくり」、「環境負荷が低減される循環型社会の形成」を基本目標に掲げています。

「鹿児島県環境教育等行動計画」においては、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下「環境教育等促進法」という。）の基本方針を踏まえ、環境教育等に関する方向性や具体的な行動計画を示し、総合的かつ計画的に推進することにより、「鹿児島県環境基本計画」が目指す「豊かな自然との共生と地球環境の保全」を担っていく人材の育成を目的とします。

【図表1】鹿児島県環境基本計画の体系図（抜粋）



## 3 行動計画の趣旨及び位置づけ

平成23年6月に改正された「環境教育等促進法」の中で、都道府県及び市町村は、国の基本方針を勘案して、その区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画を作成するよう努めることとされました。（環境教育等促進法第8条）

本計画は、環境教育等促進法第 8 条に基づく行動計画であり、平成 28 年 3 月に策定した現行の行動計画から 5 年が経過し、令和 2 年度末で終期を迎えること、また、平成 30 年 6 月に国の基本方針が改定されたこと、環境教育等を取り巻く情勢の変化に対応する必要があることから見直すものです。

#### 4 計画期間

この行動計画の期間は、本県の環境の保全及び形成に関する基本的な計画である「鹿児島県環境基本計画」の期間に合わせ、令和 3 年度から令和 12 年度までとします。

## SDGs

2015（平成27）年の国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。その中では、地球上の「誰一人取り残さない」を基本理念とし、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会全体の目標「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」として、17のゴール（分野別目標）及び169のターゲットが提示されています。この目標は、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものでありますが、この中には、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産と消費、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった地球環境そのものの課題及び地球環境と密接に関わる課題に係るゴールが数多く含まれています。

SDGsの17のゴール及び169のターゲットは相互につながり関係しており、複数の課題の統合的な解決や1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すことを目指すという特徴を持っています。

持続可能な社会を実現するためには、環境、経済、社会の三側面を統合的に向上させることが必要であり、SDGsの考え方を活用し、地域の環境問題と社会問題を「同時解決」という視点でこれまでの環境保全活動等を捉え直し、一人一人の身近な環境保全活動が、どのような社会問題の解決につながっているのかを考えながら、取り組むことが必要です。

【図表2】持続可能な開発目標（SDGs）



出典：国際連合広報センター

E S D

「持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）」は、環境、貧困、人権、平和、開発といった、様々な現代社会の問題を、自らの問題として捉え、一人一人が自分にできることを考え、身近なところから取り組むことにより、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動等を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことです。ESDは「持続可能な社会づくりの担い手（人材）」を育む教育です。

2019（令和元）年12月の国連総会において、我が国の提唱により開始されたESDについても更なる取組を促すため、新たな国際的枠組み「持続可能な開発のための教育：SDGs達成に向けて（ESD for 2030）」の決議が採択されました。

この決議では、「ESDが質の高い教育に関するSDGsに必要な要素であり、その他の全てのSDGsの成功への鍵として、ESDはSDGsの達成の不可欠な実施手段である。」とされています。

【図表3】ESDの概念



出典：環境省

**<参考> 用語の定義**

## 「環境教育」

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。

## 「環境保全活動」

地球環境保全、公害の防止、生物多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成その他の環境の保全（良質な環境の創出を含む。）を主たる目的として自発的に行われる活動をいう。

## 「環境保全の意欲の増進」

環境の保全に関する情報の提供並びに環境の保全に関する体験の機会の提供及びその便宜の供与であって、環境の保全についての理解を深め、及び環境保全活動を行う意欲を増進するために行われるものをいう。

## 「環境教育等」

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進の総称をいう。

## 「協働取組」

県民、民間団体、地方公共団体等がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育その他の環境の保全に関する取組をいう。

## 第2章 環境教育等の現状と課題

### 1 学校における環境教育等

- ・ 各学校においては、自然体験活動や職場体験学習等の体験活動に積極的に取り組んでいます。

体験活動を通じて、児童生徒が様々な物事を実感を伴って理解し、人間性を豊かにしていくことができるよう、更なる工夫・改善を図っていく必要があります。

また、持続可能な社会の担い手を育成するため、学習指導要領に基づき各教科の学習と体験的な活動を関連づけて、教科等横断的な環境教育を進める必要があります。

#### 【学校と連携した取組と成果】

- ・ 愛鳥モデル校の指定や愛鳥週間作品コンクール、環境レター、学校環境緑化・学校林等活動コンクールなどを実施することにより、環境についての意識の醸成が図られています。

今後とも、広く県内各地の児童生徒等が環境について学ぶ機会を創出するため、市町村教育委員会や学校への広報、呼びかけが必要です。

- ・ 森林学習や木工、しいたけ駒打ち、植樹活動等体験活動を実施し、森林のはたらきや地域における林業の役割等について理解を深めることができました。

森林学習については、生物多様性などそれぞれの地域特性を生かした内容を加えるなど工夫する必要があります。

さらに、高校・大学等の学生に対する森林環境教育も実施し、森林の役割や木の良さなどについて理解を深めてもらう必要があります。



しいたけ駒打ち体験の様子

- ・ 県産材を利用したモデル的な木造施設の整備や木製品の設置等により、県民が直接、木の良さにもふれあう機会が増加してきています。

県産材の積極的な活用により、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図るため、子どもをはじめとする多くの人たちに、木の温もりなど木の良さについて広く理解を深めてもらう取組が必要です。

- ・ 景観学習は、多くの児童にかごしま景観学習を実践させることができました。学校での評価も高く、子どもたちだけでなく、先生方も景観を学ぶことができ、景観への意識向上へつながっています。

支援終了後も、学校独自で景観学習に取り組んでいける方策を検討する必要があります。

## 2 家庭・地域社会における環境教育等

- ・ 親子で参加できる環境ワークショップ・再生可能エネルギー工作教室や森林にふれあう機会や森林整備体験、森林レクリエーション体験など様々な体験学習の機会を提供するとともに、県民が自ら企画・実施する学習活動や体験活動を支援することにより意識の醸成が図られています。

関係者と協力し企画の検討を行うことや広報活動などの取組を行い、参加者の増加に努める必要があります。

- ・ 青少年研修センターや少年自然の家などの青少年社会教育施設等においては、サマーキャンプやカヌー体験、サイクリング、登山などの自然体験活動に取り組んでいます。

今後とも引き続き参加者のニーズを把握しながら活動プログラムを改善するとともに、SNSを活用する等の広報の仕方を工夫しながら周知を図っていく必要があります。

- ・ 自治会等においては、清掃活動やリサイクル活動を行っているほか、NPO等においては、野生生物を観察し、生態や環境についての理解を深める環境学習等を実施しています。

- ・ 錦江湾の優れた自然環境の保全に努め、その環境保全活動を促進するため、優れた自然にふれ、学ぶことのできる場として活用する取組として海岸清掃を行っており、県民の幅広い参加が得られるとともに、湾岸市町が主体となった取組へと昇華されています。



海岸清掃活動

- ・ 干潟の生き物観察会や水質調査体験セミナー、環境研修会等を開催し、地域住民等へ水質保全に係る普及啓発を行うとともに、自発的な実践活動を促進することにより、県民の環境保全意識の高揚が図られています。

- ・ 水素・再生可能エネルギーに関するセミナーを開催し、県内事業者や市町村職員等が、水素・再生可能エネルギーをめぐる動向等について理解を深めるとともに、水素・再生可能エネルギーの着実な導入を促進するための情報提供や普及啓発を行っています。

参加者の興味がある分野や業界のトレンド等を把握し、セミナーの内容に反映させたり、参加しやすい時期に開催日を設定するなど、参加者数の増加につなげる必要があります。

- ・ グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムにより、地域資源を効果的に活用することで、観光客や農山漁村体験型の教育旅行の誘致が図られ、都市住民と農山漁村との交流促進や農山漁村地域の活性化が図られています。

安心・安全な受入のために、関係法令や県ガイドライン等を周知徹底するとともに、鹿児島島の魅力を発信するためのPR活動や新メニューの開発等に努める必要があります。

- ・ 景観アドバイザーの派遣により、県民の景観づくりに関する知識の習得や意識啓発が図られています。

より派遣効果を高めるよう成果を測るなどの工夫が必要です。

### 3 事業者が行う環境教育等

- ・ 従業員に対して環境教育を実施するほか、地域や学校に対して環境保全に関するセミナーや出前授業を実施する事業者や、事業所内の施設見学を通じて、環境教育を実施する事業者もあります。

また、植樹や地域のボランティア清掃活動への参加、環境マネジメントシステムであるISO14001（※1）の認証取得やエコアクション21（※2）の認証登録などに取り組んでいます。このほか、LED照明や太陽光発電設備の導入、クールビズの実施などの取組が見られます。

このように、事業活動における環境への負荷の低減に取り組む事業者は増えており、事業者の環境問題に対する意識は高まっています。

#### 4 協働取組の推進

- ・ 家庭, 学校, 民間団体, 事業者, 行政等のあらゆる主体は, その特徴をいかし, 様々な環境教育や環境保全活動に取り組んでいます。
- ・ NPO等がもつノウハウを活かし, 県と協働で事業を実施することで, 地域に根差した共生・協働の地域づくりを推進しています。
- ・ 地域課題解決に向けた活動に取り組むNPO, ボランティア団体等の活動を支援し, 地域貢献活動の充実を推進しています。
- ・ 共生・協働センターでは, NPO, ボランティア団体, 地域コミュニティ等の自主的・積極的な活動を支援しています。
- ・ 事業者が行う環境教育, 美化活動, 環境保全活動などの社会貢献活動を支援することで環境保全活動等の活性化を図り, 様々な主体による協働の取組を促進しています。



事業者が行う環境出前授業

- ・ 清掃・美化等のボランティア活動を行っている事業者, NPO, 地域住民等を市町村とも連携しながら支援することによって, 地域環境の保全向上や共生・協働による活力ある地域づくりを推進しています。  
引き続き, 市町村及び関係機関等と連携し支援の充実を図る必要があります。
- ・ 環境教育等に関する自発的な取組がより大きな成果を得るためには, それぞれの主体の活動について, 情報を共有し, お互いの活動を理解しながら, 適切な役割分担の下, 連携していくことが重要です。

#### 5 指導者の育成・活用

- ・ 学校における環境教育の推進役として重要な役割が期待される教職員については, ESD の視点から, 地域や企業等における体験活動や各教科等の学びをつなげていく実践が求められます。

県総合教育センターや博物館、森林技術総合センターでは、教職員向けの環境教育に関する講座を開催し、環境教育を推進するための核となる人材の育成を推進しています。

- ・ 地域における環境教育を効果的に進めるためには、地域の自然環境をよく知る指導者等の育成・活用が重要となります。このため、地球環境を守るかごしま県民運動推進員や自然保護推進員、希少野生動植物保護推進員などに対して研修を実施しています。

また、地域や学校などの環境保全活動や学習会などの自主的な環境学習を進めるため、県内各地に居住する環境学習の指導者に関する情報を提供しています。

提供した情報については、まだ十分に活用されていない状況にあるため、さらなる周知広報に努める必要があります。

## 6 情報提供の充実

- ・ 県ホームページにおいて、環境教育等に関する情報を一元化し、わかりやすく情報提供しています。

また、県民や事業者など地域における環境保全活動で表彰された取組を紹介するなど具体的な事例についての情報を提供しています。

県民が主体的に学習する、又は指導者が教材を作成する際に、環境に関する正確な情報を必要とときに必要な形で入手できるよう、情報提供の体制を充実させていくことが求められます。

### <参考> 用語の説明

#### ※1 「ISO14001」

企業その他の組織が、その活動全般において環境負荷の低減を図るための環境マネジメントシステムです。環境に関する組織の方針、環境に配慮した活動に関する計画、その実行及び実行結果の見直しと改善といった内容からなり、環境負荷の削減、コスト削減、企業イメージの向上を目指して、多くの事業所が認証を取得しています。

#### ※2 「エコアクション21」

環境省が策定したガイドラインに基づき、環境への取組を適切に実施し、環境経営のための仕組みを構築、運用、維持するとともに、環境報告を行っている事業者を認証し登録する制度がエコアクション21の認証・登録制度です。

## 第3章 環境教育等の基本的方向と各主体の役割

### 1 環境保全のために求められる人間像

#### (1) 私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全

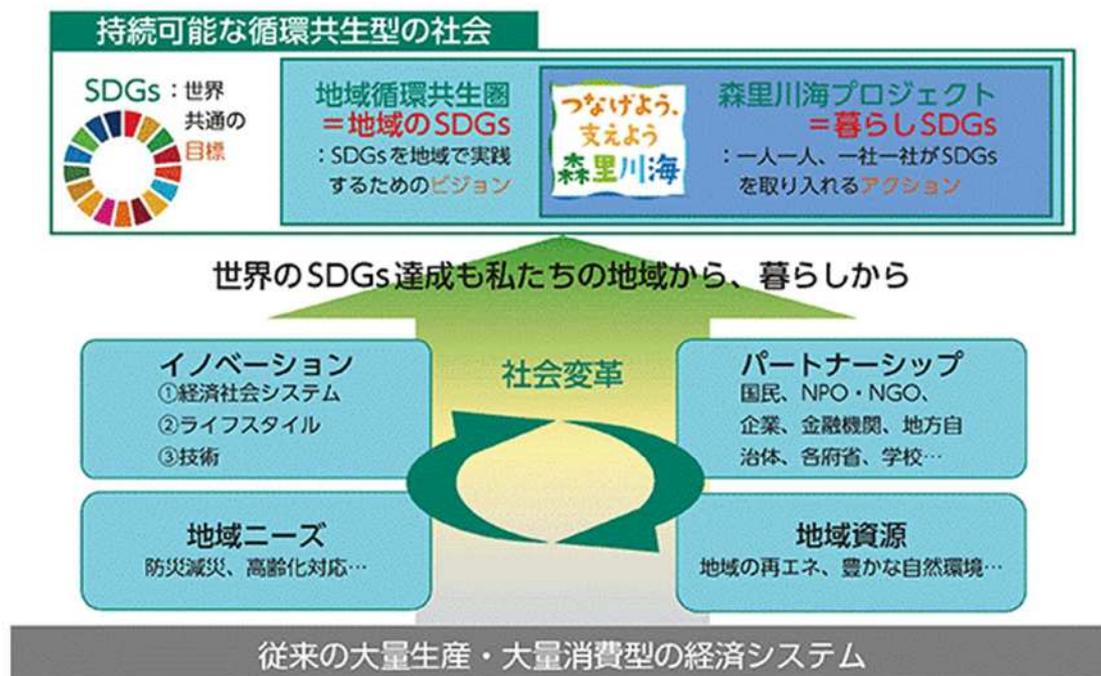
私たちが直面する環境問題は、私たち一人一人が取り組まなければならない問題です。一方、私たちの行動は、私たちの属する社会の価値観や風習、経済の在り方と深く結びついています。

このため、一人一人の意識を変え、環境保全に主体性を持って取り組むようになること、そして、それがいかされる社会経済の仕組みを整えることにより、持続可能な社会を目指していく必要があります。

自然と共生する知恵や自然観も踏まえ、情報通信技術（ICT）等の科学技術も最大限に活用しながら、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」をも実現することが重要です。

このような循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）が、我々が目指すべき持続可能な社会の姿であるといえます。

【図表4】社会変革をしていくことで実現する持続可能な循環共生型の社会のイメージ



出典：環境省

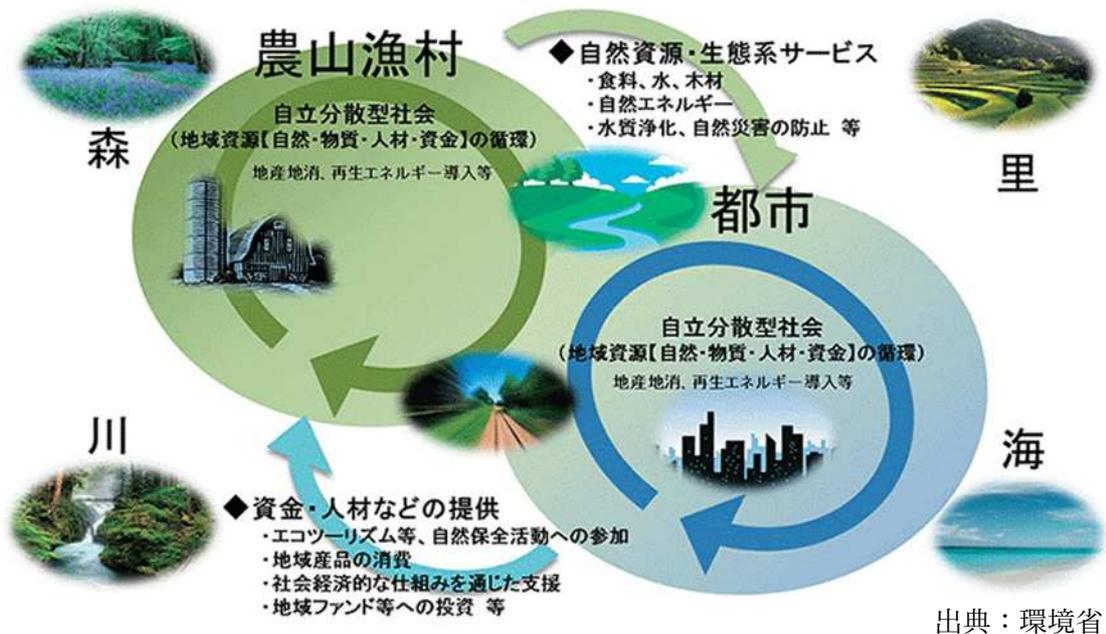
持続可能な社会を構築するためには、各々の地域が持続可能である必要があります。各地域がその特性をいかした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的なつながり（森・里・川・海の連関）や経済的つながり（人、資金等））を構築していくことで地域資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」を創造していくことを目指すことが必要です。

この「地域循環共生圏」の考え方は、地域の課題を解決するために、地域資源の持続可能な利用を行うことで環境保全を図りながら地域の経済循環を促すもので、SDGsを地域で実践するためのビジョンであるといえます。

特に、地域における環境保全活動は、住民や民間団体等が参加し、地域ぐるみで循環共生型の社会づくりを目指すことが大切です。

廃棄物処理施設の見学、身近な自然とのふれあい等の体験を通じて、環境と社会・経済とのつながりを実感していくことが重要です。

【図表5】地域循環共生圏の概念



(2) 環境保全のために求められる人間像

環境保全を推進していくために求められる人間像としては、以下のようなものが挙げられます。

### 環境保全のために求められる人間像

- ・知識の習得にとどまらず、自ら考え、公正に判断し、主体的に行動し、成果を導き出すことのできる人間
- ・知識を得て理解した内容を他者に伝えることのできる人間
- ・他者と議論し、合意形成することのできる人間
- ・「人と自然」「人と人」「人と社会」のつながりやきずなを想像し、理解することのできる人間
- ・他者の痛みに関心し、共に働き、汗を流すとともに、協働することのできる人間
- ・理想とする社会像を自ら描き、それぞれの立場と役割で社会づくりを担っている人間
- ・既成概念にとらわれず、新しい価値を創り出すことのできる人間

こうした要素を備えた人材は、環境保全に限って求められるものではなく、持続可能な社会づくりのために求められる理想的な人間像と言えます。また、こうした人材は環境教育のみならず、家庭、学校、地域社会、事業者等における、あらゆる教育の取組によって育成されていくべきものです。

## 2 基本的方向

### (1) 環境教育に求められる要素

学校における環境教育は、各教科や総合的な学習の時間等で扱われています。

また、職場や地域社会では、事業活動や地域の自然や社会に応じた環境教育が実施されていますが、2(2)において記述する手法を行うことを前提として、以下の要素を重視していきます。

### 環境教育に求められる要素

- ・人間と環境との関わりに関するものと、環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶことが大切であること
- ・環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度でとらえること
- ・生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷をとらえること
- ・豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむこと
- ・いのちの大切さを学ぶこと

これらの内容は、身近な自然や地域の身近な課題を教材とすることで、学びに実感を伴わせることができ、地域への関心・愛着に裏打ちされた行動につなげることができます。

(2) 環境教育において特に重視すべき手法

持続可能な社会づくりへの主体的な参加、いわゆる循環と共生という観点からの参加の意欲をはぐくむためには、環境教育において「体験活動」を促進することが重要であり、これまでも重要とされてきた「体験活動」は、意義や内容等を捉え直す必要があります。

このため、環境教育の実践においては、知識の一方通行に終始させるのではなく、学習に参加する者から気付きを引き出し、協働経験を通じた双方向型のコミュニケーションによって、学びを深めていくことが重要です。

身近な家族や仲間のみならず、時には、日常や人生の過程で深く接して来なかった人との出会いが、つながりの本質や、自身や社会等の新しい価値を発見する一助となり、心を動かす大きな要因にもなり得ます。

また、体験の内容は、自然体験に限られるものでなく、持続可能な社会づくりを支える現場に触れる社会体験、日常の生活と異なる文化や慣習などに触れる生活体験、さらには、ロールモデルとなるような人との交流体験も重要となります。

こうした体験活動を通じた学びの実践においては、以下の点に留意することで、これまでになかった気付きや感動を得られるほか、自尊感情や創造性を高めることができます。また、実践者においても、参加者の生き生きとした表情や態度を間近に見て、自尊感情等が高まることで、新たな取組の発案・創造につなげることができます。この学びは、学校教育における環境教育の実効性の向上に寄与するほか、企業の社員教育や地域住民に対する普及啓発にも有用です。

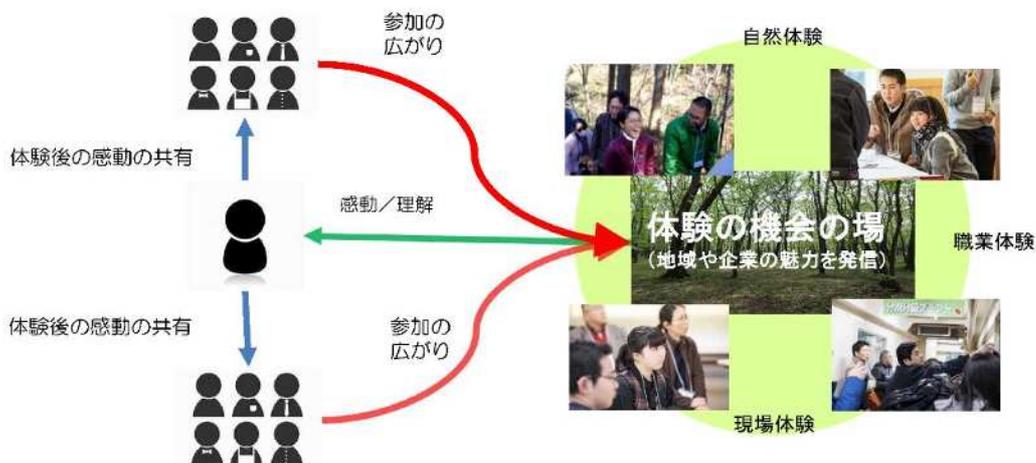
**体験活動を通じた学びの実践に求められる要素**

- ・「学ぶ側」が主体であることを十分に意識すること。
- ・学び合いを促進するファシリテーションを行うこと。
- ・感性を働かせて、自ら考えるというプロセスを設けること。
- ・体験した場で自身の考えや学びの結果を共有し、振り返るプロセスを設けること。
- ・活動に遊びや創造の要素があり、楽しいと感じられる内容であること。
- ・人の個性や多様性を尊重し、安心して参加できる環境を整えること。
- ・特定の結論や価値観に誘導しないよう留意すること。
- ・自己決定の機会を設け、それを尊重すること。
- ・褒められる機会が組み込まれていること。 等

なお、持続可能な社会づくりへの参加促進という大きな目的を達成するためには、体験活動を一過性のイベントにしてはなりません。そのためにも、実践に関わる者が、各々の実践のねらいの具体化や、実践による効果（意識や行動の変容、創造的な事例の創出等）を可視化し、改善につなげていくことが必要です。この際、SDGsは各々の実践が持続可能な社会づくりにどう寄与するかというストーリーを考える上で旗印となり得、その目標達成には、すべてのSDGsの基礎であると言われているESD・環境教育の推進が貢献しています。

【図表6】体験活動の捉え直し

・体験の内容	⇒ 自然体験, 持続可能な社会づくりを支える現場に触れる社会体験, 日常生活と異なる文化や慣習等に触れる生活体験 ロールモデルとなるような人との交流体験など幅広いものとして促進
・学びのプロセス	⇒ 感性を働かせるという「インプット」, その中から見いだした意味や価値を他者に表現するという「アウトプット」
・体験の効果	⇒ これまでになかった気づきや感動, 自尊感情や創造性の向上等



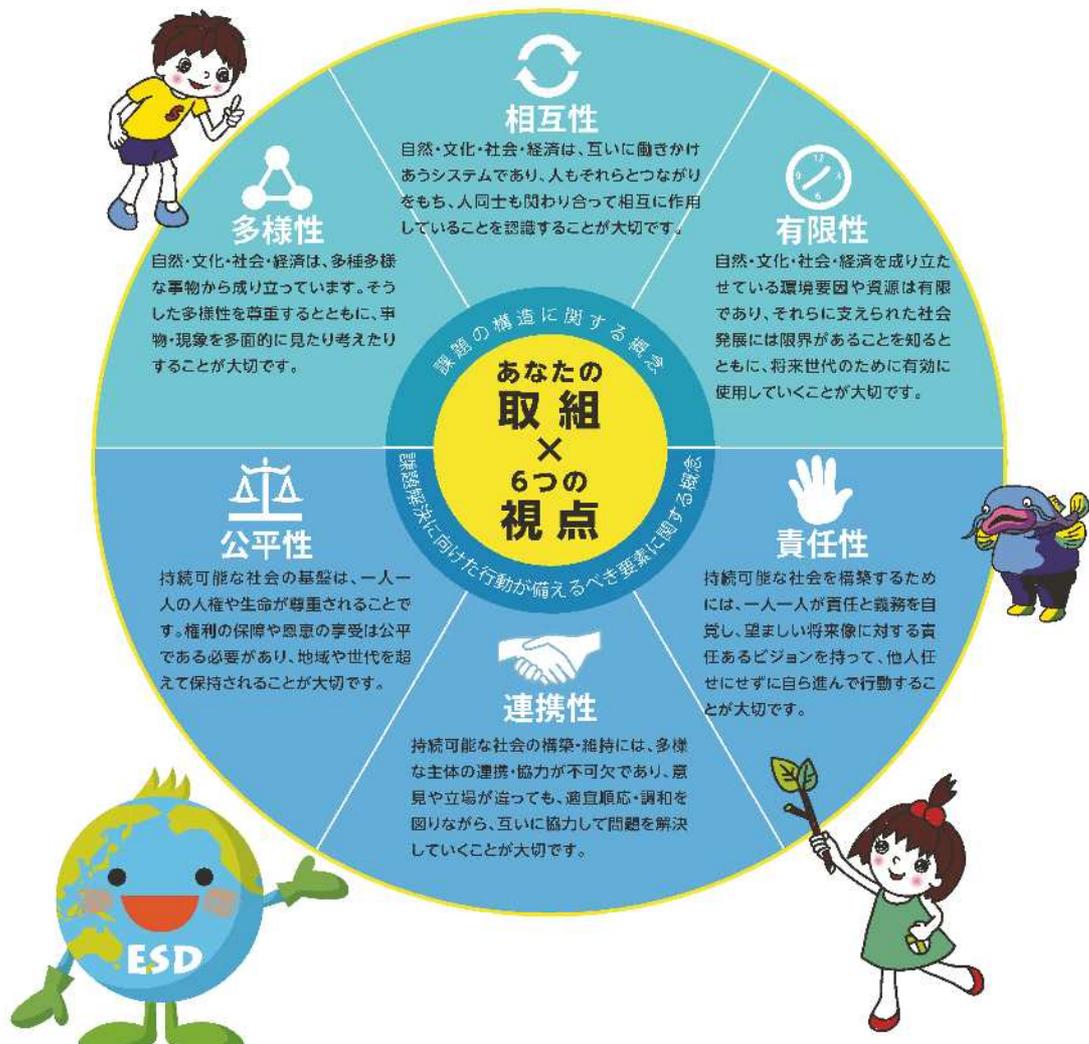
出典：環境省

【図表7】ESDの構成概念

## あなたの取組をESDの視点でとらえてみよう。

(持続可能な社会で大切なことを理解する)

持続可能な社会とは、将来の子どもたちも含め、みんなが幸せに暮らせる社会です。その実現に向けた様々な課題について、各課題の構造や、その解決に向けた行動が備えるべき要素を正しく理解し、その解決策を見出すことが必要です。



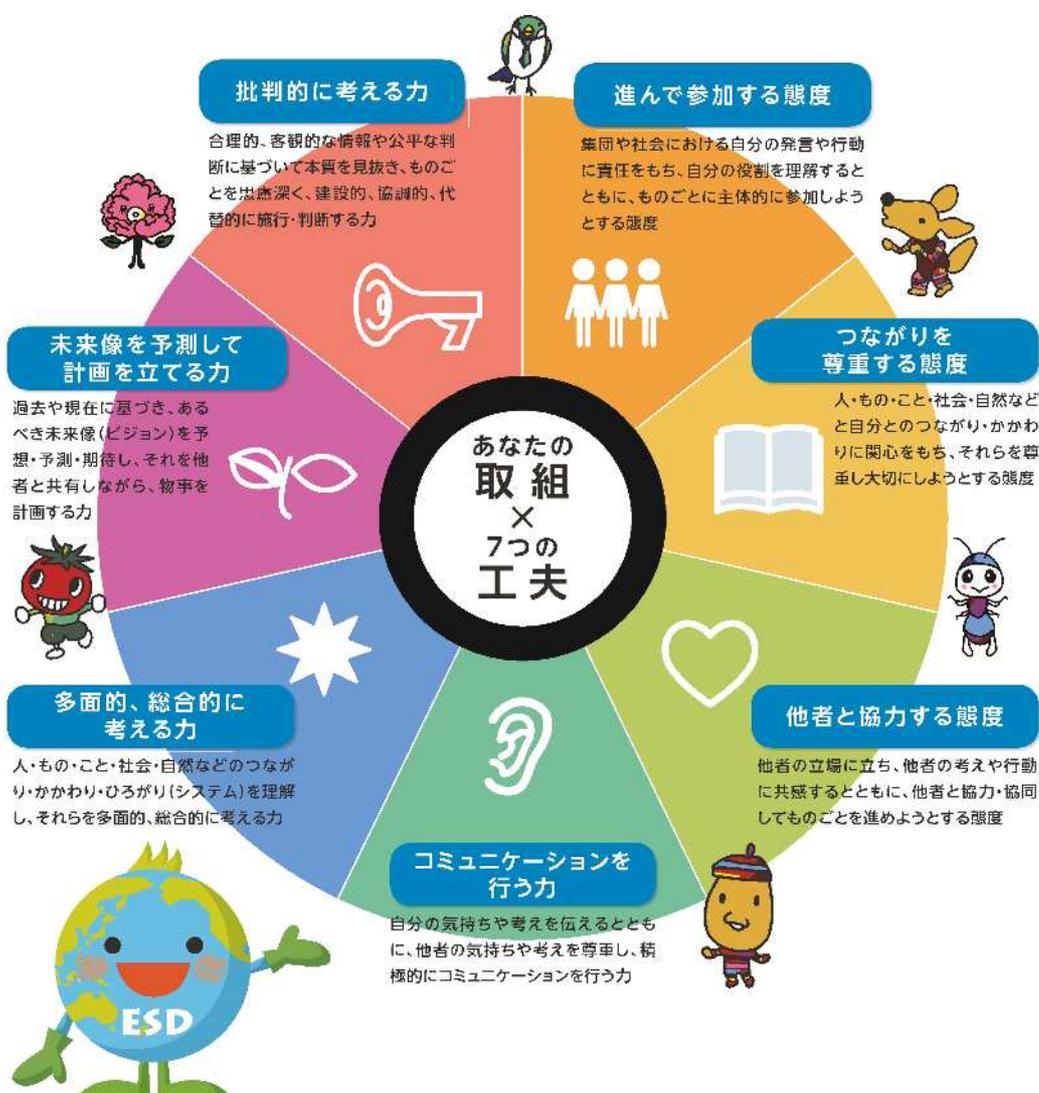
出典：環境省

【図表8】ESDの重視する能力・態度

# あなたの取組をESDの視点で工夫してみよう。

(問題解決に必要な能力・態度を身に付ける)

現実に直面する課題の発見・探究・解決の過程で、自らが持続可能な社会づくりに関する価値観を身に付け、自らの意思を決定し、行動を変革して行くことができるようになるには、以下のような能力・態度を身に付ける必要があります。



出典：環境省

(3) 協働取組についての取組の方向

家庭，学校，民間団体，事業者，行政等多様な主体が対等な立場を尊重し，お互いの得意分野や他の主体の役割を理解した上で相互に協力して取り組むことによって，環境保全活動や環境教育等を効果的に推進していきます。

3 各主体の役割

環境問題は，日々の暮らしの中で，意識して取り組むことが大切となっており，環境保全の問題意識や取組を引き出す役割は，家庭，学校，職場，地域等の社会のあらゆる主体やあらゆる場が担っているといえます。

環境保全活動，環境保全の意欲の増進，環境教育等に参加する主体はそれぞれ異なる得意分野や他の主体にはできない特色を持っています。それぞれの主体が，対等な立場を尊重し，お互いの得意分野や他の主体にはできない役割を理解した上で，いかし合い，足りないところを補い合って，適切な役割分担の下，効果的な環境教育等が行われるよう施策を進める必要があります。

(1) 学校の役割

幼稚園，小学校，中学校，高等学校などの学校や保育所などは，幼年期から就学年齢期の発達の段階に応じた環境教育を行うことにより，持続可能な社会を担う人材を育成する役割を担います。

学校においては，ESD の実践の場として環境に関する知識の習得のみならず，様々な学習活動等を通じて，環境への理解を深めるとともに，児童・生徒が環境保全のために主体的に考え，自主的に行動することができる能力を育成することが期待されます。

(2) 家庭・地域社会の役割

家庭は，社会を構成する中で最も小さな主体ですが，特に幼年期及び就学年齢期の子どもたちの環境教育の場として，大人が子どもたちに環境に配慮する意識や行動の重要性について伝えていく役割を担います。

今日の環境問題の多くが，日常生活の中で発生する様々な負荷に起因していることを認識し，一人一人が，日々の暮らしの中で，意識して取り組むことが重要です。

家庭での取組としては，例えば，省エネルギーやごみの減量・分別，グリーン購入など，環境に配慮した日常生活を積極的に実践し，家庭でのコミュニケーション等を通し

て、家庭でできる取組・行動を広げていくことが求められます。

地域社会は、年齢、職業、価値観などが異なる様々な人々が、互いに協力し合いながら、居住する地域の環境保全のための学習機会を通じ、環境について学び合う場としての役割や、様々な活動に取り組むことにより環境保全の活動の輪を広げていく役割を担います。

地域においては、NPOや自治会、子ども会などで地域の環境に目を向けた活動を行っており、今後とも、地域の環境保全活動に積極的に参加する機会を作っていくことが求められます。

### (3) 事業者の役割

事業者は、環境に配慮した事業活動とともに、従業員に対し、積極的に環境教育等を実施する役割や地域社会の一員として環境保全活動を実施する等の役割を担います。

さらに、事業者の持つ技術や人材を生かし、地域における環境教育等への協力など、様々な取組が求められます。

### (4) 環境学習拠点施設及び環境保全活動を行う民間団体等の役割

環境学習拠点施設及び環境保全活動を行う民間団体等は、専門的な知識やノウハウをいかして、幅広い環境教育や環境保全活動を行っており、その役割は重要です。

これらの団体は、それぞれに専門性を有していることから、その特色をいかした環境教育や環境保全活動を自ら展開するとともに、人材の提供やネットワーク形成など、他の主体の環境教育を支援する役割も求められます。

## 第4章 行動計画の内容

### 1 多様な体験活動の推進

年齢や発達段階に応じて、児童生徒等が体験を通じて環境について学ぶ機会が充実されるよう、各種施設や地域社会の資源等を活用し、自然体験や生活体験等の多様な体験活動を推進します。

知識や理解に実感を持たせ、行動に結びつけるため、自然や暮らしの中での体験活動や実践体験を環境教育の中心に位置付けることや、子どもにとっては遊びを通じて学ぶという観点が大切です。

また、環境は様々な形で私たちの生活や社会経済活動に関わっており、環境教育に関する取組は、自分の世界と違った世界をつなげるという視点も重要であり、様々な場、主体、地域等をつないで、環境教育を進めていきます。

このような環境教育の活動の一連の流れは、まさに問題解決に向けた成果を目指すというESDの考え方と合致するものであり、環境教育を進めることがESDの推進であり、持続可能な社会を構築する人づくりにつながります。

#### (1) 学校における環境教育等の充実

##### 【学校における授業や活動等を通じて】

- 学校においては、各教科や総合的な学習の時間、総合的な探究の時間、特別活動などの授業における学習やリサイクル、ごみの分別など日常生活における活動等、教育活動全体を通して、環境保全活動及びESDの視点を取り入れた環境教育の充実・推進を図ります。

- 本県には、世界自然遺産をはじめとする豊かな自然があり、児童生徒がこうした身近な自然と触れ合う機会を学校の教育活動の中でも積極的に設けてきたところです。

環境教育における指導に当たっては、各教科等の特質に応じた自然体験活動を重視しながら、学校の教育活動全体を通して、児童生徒が本県の自然環境への関心や理解を深め、次世代へ継承していく態度を養うことを目指します。

- 学習指導要領に基づき、地球温暖化対策（省エネルギー等）や資源循環（リサイクル等）、生物多様性の保全に関わる事項（生物多様性の重要性等）といった

地球規模の環境問題と私たちの生活が関わりあること等を積極的に取り上げます。

- ・ 学校における体験活動について、外部の有識者等を活用するなどして、各教科等との関連付けや年間を通した活動の計画的な実施、事前・事後の指導を確実に行うなどの改善・充実を推進します。
- ・ 小・中学校等において、関係団体、関係部局との連携を図り、農林水産体験、社会奉仕体験、自然体験、勤労生産体験等とともに、郷土芸能の伝承や郷土に伝わる行事への参加など地域の特性を生かした体験活動の取組を推進します。
- ・ 世界自然遺産の屋久島や世界自然遺産への登録を目指す奄美大島及び徳之島、霧島ジオパークなどの郷土素材を集団宿泊学習や一日遠足などへ取り入れ、児童生徒の自然体験活動の充実に努めます。
- ・ 企業等で活躍する人材を講師として学校に派遣したり、中・高校生のインターンシップの推進を図ります。インターンシップの実施により、企業側にも刺激となり、学生目線のアイデアや意見の反映など新しい取組が生まれる可能性があります。

#### 【学校と関係団体、関係行政機関が連携して】

- ・ 様々な環境問題に対する関心を深めるために、小・中学生等を対象に環境教育出前授業を実施します。
- ・ 子どもたちの環境に対する理解や意識を高めるため、省資源・省エネルギーに取り組み、環境保全活動を積極的に行っているところを子どもたちを対象に、環境レターを募集し、「かごしまこども環境大臣」の取組を推進します。



かごしまこども環境大臣と知事との意見交換

- ・ 愛鳥モデル校の指定による活動支援や愛鳥週間にちなんだ作品を広く小中高等学校の児童生徒から募集することにより、野生鳥獣の保護思想の普及、高揚を図ります。

- ・ 学校林での植樹・管理・観察活動など学校が有するフィールドの活用や、学校環境緑化・学校林等活動コンクールの実施など、身近な地域の自然等を生かした学習プログラムや教材を活用し、体験的学習活動の推進に努めます。
- ・ 小・中学校の児童・生徒を対象とした森林環境保全学習、生物多様性など地域特有のテーマに関する森林環境教育を実施し、森林環境の維持増進を図るための保全管理の重要性などについて理解の醸成を図ります。  
また、高校、大学等の学生に対する森林・林業・木材利用に関する森林環境学習を実施し、木の良さなどについて理解の醸成を図ります。

- ・ 幼稚園等における木製机・椅子、教育資材等の整備や、木育インストラクターの養成及び教育活動を通じて、木の良さやその利用の意義を学ぶ「木育」を推進することにより、森林を守り育てる意識の醸成を図ります。



木育の様子

- ・ 屋久島環境文化研修センターでは、環境学習を目的とした学校を受け入れ、環境学習プログラムを通して、自然の大切さや自然と共に生きる知恵を学ぶ屋久島をフィールドにした環境学習を実施します。  
地域 ESD 活動推進拠点として、屋久島町の推進する屋久島型 ESD の更なる充実とユネスコスクール登録に向けた支援を行うとともに、国際目標である SDGs の達成にむけて、学校の授業や教員研修への講師派遣を行います。
- ・ 景観学習を通して、子ども達が本県の個性豊かで魅力あふれる「景観＝人間と環境の関わり」の大切さに気づき、郷土に対する誇りを持つことや景観の維持、地域づくりに関わる意識を持つ取組を進めます。

## (2) 家庭・地域社会における環境教育等の充実

### 【家庭や身近な地域社会での体験や活動を通して】

- ・ 小・中学生等とその保護者を対象に環境ワークショップや再生可能エネルギー工作教室等を実施し、学んだことを家庭で試したり地域で実践したりすることで、家庭や地域での学びを促進します。

- ・ 環境に配慮しながら、自然の中で親子で共通体験をすることで、自然の大切さに気づき、環境問題等への関心を高めるため、ファミリーキャンプ等親子体験学習を推進します。
- ・ みどりの感謝祭や植樹祭などの森林にふれあう機会や森林整備を体験する機会を提供するとともに、森林環境教育を推進し、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図ります。
- ・ 「こどもエコクラブ」(※1)や「緑の少年団」(※2)、地域のボランティア活動など、学校外の環境保全活動への参加を呼びかけます。  
また、こどもエコクラブや緑の少年団などに対して、地域の環境保全活動に関する情報提供を行います。
- ・ 地域の環境保全への参加意識を育てるため、各地域の河川や海岸などの環境美化活動の充実を図ります。
- ・ 化石燃料の使用を控え、温室効果ガスを排出しない形でエネルギー利用ができる水素や再生可能エネルギーについて、セミナー等を実施し、水素や再生可能エネルギー導入への関心や理解を深める取組を推進します。



水素・再生可能エネルギー導入セミナー

**【環境教育・環境学習施設等を活用して】**

- ・ 環境教育・環境学習施設等は自然体験活動をはじめ、様々な体験活動の機会と場を提供する中心的な役割を担っています。
- ・ 少年自然の家など青少年社会教育施設においては、青少年の自然体験活動の場の拡大につながる各種の受入事業や自主研修事業の実施に努めます。
- ・ 環境に配慮した設備を有する公共施設、ごみ処理施設等の生活環境施設、博物館や上野原縄文の森などの研究機関等の環境教育関連施設及び県民の森、照葉樹の森等の森林環境教育施設の活用を推進します。

- ・ 世界自然遺産の屋久島，世界自然遺産への登録を目指す奄美大島及び徳之島において，屋久島の環境文化を学ぶ環境学習や環境保全の取組を行っている屋久島環境文化村センター及び屋久島環境文化研修センター，奄美の自然・歴史・文化を映像や展示で紹介する奄美パークや奄美特有の植物，野鳥，昆虫などの観察ができる奄美自然観察の森の活用を推進します。



屋久島環境文化村センター

- ・ 環境教育・環境学習の場の提供や人的支援を促進するため，県環境保健センター，奄美野生生物保護センター，屋久島世界遺産センター，市町村環境学習施設，大学等教育機関，事業者，民間団体等の相互連携を推進します。

【本県の自然環境の特性を生かして】

- ・ 本県の森，里山や水辺などの豊かな自然環境を生かし，エコ・ツーリズムやグリーン・ツーリズム，ブルー・ツーリズムなどを進め，自然や自然と密接な関係の中で営まれる農林水産業とのふれあい，体験学習を推進します。
- ・ 県内海域等の優れた自然環境を活用した体験活動や観察会等を充実させ，楽しみながら自然や環境について学ぶ機会を充実させます。また，これらを通じて，環境保全に係る意識の高揚や，海洋等利用についてのマナーの向上等を図るとともに，優れた自然環境等を保護するため，海岸清掃，ゴミの分類調査等ボランティア活動を促進します。
- ・ 生物多様性の保全上極めて重要な自然を，生態系研究の拠点として，あるいは適正な管理のもとで，生物多様性がいのちと暮らしを支えていることや外来種などにより生態系が危機に瀕していることなどについての自然体験・環境学習の場として利用します。
- ・ 地域固有の貴重な生態系への影響が懸念される外来種について，適正な取扱いや放出等の禁止を普及啓発するとともに，防除マニュアルの作成等を通じて住民等による駆除活動を促進します。
- ・ 地域に長く暮らす高齢者等（話し手）から，地域の若者等（聞き手）が，自然と共生する暮らし方について話を聞き，地域の人と自然との関わり（環境文化）とし

て、後生に継承していきます。

【世界自然遺産の屋久島，世界自然遺産への登録を目指す奄美大島及び徳之島】

- ・ 世界自然遺産の屋久島や世界自然遺産への登録を目指す奄美大島及び徳之島においては，世界に誇る身近な地域の自然について，ESD 実践の場として活用を促進するとともに自然・文化体験セミナーの開催等を通じて，児童生徒等が理解を深める体験的な学習の充実を図ります。
- ・ 世界自然遺産の屋久島や世界自然遺産への登録を目指す奄美大島及び徳之島，霧島ジオパークなどの郷土素材を集団宿泊学習や一日遠足などへ取り入れ，児童生徒の自然体験活動の充実に努めます。（再掲 P22）

（屋久島）

- ・ 屋久島の自然・文化に関する情報提供・案内機能を持つ「屋久島環境文化村センター」と屋久島をフィールドとした環境学習の研修・交流機能を持つ「屋久島環境文化研修センター」では，屋久島環境文化村構想に基づき，屋久島の優れた自然を守り，自然と共生する新しい地域づくりを進めるため，環境学習や環境保全等に係る様々な事業を実施し，文化村構想の実現を図ります。

地域 ESD 活動推進拠点（屋久島環境文化研修センター）として，屋久島町の推進する屋久島型 ESD の更なる充実とユネスコスクール登録に向けた支援を行うとともに，国際目標である SDGs の達成にむけて，学校の授業や教員研修への講師派遣を行います。（再掲 P23）



屋久島ウイルソン株

- ・ 屋久島世界遺産センターでは，世界自然遺産・屋久島と，屋久島国立公園の自然の成り立ちから環境保全の取り組み，登山の際のルールまで幅広く紹介されています。また，屋久島町屋久杉自然館では，屋久杉のすべてを知ることができる博物館として屋久杉と屋久島の林業の歴史のみならず，島の自然や文化が紹介されています。（資料編 P 24 参考）
- ・ ユネスコエコパーク（生物圏保存地域）である屋久島・口永良部島について，自然と人間の共生を実現するモデル地域として周知を図ります。

(奄美大島及び徳之島)

- ・ 奄美地域の自然を維持しつつ活用する諸活動の円滑な推進を図るため、自然観察会や出前授業を実施し、自然資源や自然解説に関する情報を共有し、自然環境の保全と地域振興の両立を図ります。



マングローブ群生地

- ・ 奄美野生生物保護センターや奄美自然観察の森、奄美パークでは、パンフレットの作成や小中学校での授業、自然観察会の開催などを通して、奄美群島のかげがえのない生きものや自然の大切さ、文化を知ってもらう活動が行われています。(資料編 P25 参考)

- ・ 「奄美大島及び徳之島の世界自然遺産推薦地における保全管理のための連携と協力に関する協定」に基づき、環境省沖縄奄美自然環境事務所、国立大学法人鹿児島大学、国立研究開発法人国立環境研究所と連携し、奄美大島の世界自然遺産推薦地において、保全管理を行うとともに調査研究や人材育成を支援します。
- ・ 奄美群島をつなぐ長距離の自然歩道「世界自然遺産 奄美トレイル」の利用を推進し、奄美群島固有の自然と文化への理解を促進します。
- ・ 盗掘防止キャンペーン等の実施による希少種の保護対策や住民等の参加による外来種防除対策を推進します。

(屋久島と奄美大島及び徳之島の連携)

- ・ 公益財団法人屋久島環境文化財団では、世界自然遺産登録候補地である奄美地域のまち歩き団体等との交流促進を図り、相乗効果による地域の活性化と環境文化の継承を推進します。

### (3) 事業者が行う環境教育等への支援

- ・ 小・中学校での環境教育出前授業や事業所内の施設見学等を通じて、事業者が持つノウハウやスキル等の資源を生かした環境学習等の実施を促進します。

こうした取組によって、事業所内従業員の環境に対する意識も高めます。



工場見学

- ・ 企業等で活躍する人材を講師として学校に派遣したり、中・高校生のインターンシップの推進を図ります。インターンシップの実施により、企業側にも刺激となり、学生目線のアイデアや意見の反映など新しい取組が生まれる可能性があります。

(再掲 P 22)

- ・ 民間団体や事業所等が実施する優れた環境保全活動等に対して、表彰を行ったり、その活動内容を紹介したりすることにより、民間団体や事業所等の活動を促進します。



環境保全活動優秀団体等表彰

- ・ ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの取組普及を図ることにより、事業者の従業員に対する環境教育等の機会の拡大やボランティア活動等の社会貢献活動につながります。
- ・ 農林水産事業者が地域の住民と行う環境保全活動に対し支援を行い、環境に配慮した事業の実施を推進します。

#### (4) 地域 ESD 活動推進拠点との連携

文部科学省と環境省が共同で ESD 活動支援センター(全国・地方センター(8 か所))を設置し、ESD 推進のためのネットワークが構築されています。

地域 ESD 活動推進拠点は、地方センターのパートナーとして、自ら ESD を実践するのみでなく、組織・団体や個人に対して助言ができる団体として登録されています。環境教育は ESD の考え方と合致するものであり、地域における環境教育のプラットフォームとしての役割を担うことが期待されます。このため、同拠点と連携し、様々な場や主体における ESD 活動による環境教育等を推進します。

(資料編 P 21, 22 参照)

【図表9】 ESD推進ネットワーク



出典：ESD活動支援センター

## 2 協働取組の推進

事業者、環境学習拠点施設及び民間団体等の多様な主体と連携し、対等な立場で、相互に協力して行う、環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育に関する効果的な協働の取組を推進します。

### (1) 事業者との協働

- ・ 本県の一層の活性化及び県民サービスの向上を図るため、民間企業と包括連携協定（※3）を締結し、各般の取組を進めています。
- ・ 「かごしま環境パートナーズ制度（※4）」に基づく協定の締結を進め、協定を締結した企業との協働による森林づくりなど環境保全対策を推進します。

（資料編P19、20参照）

### (2) 多様な主体との協働

- ・ 地域課題の解決に向けた多様な主体の活動を支援するとともに、情報発信を行います。
- ・ NPOや自治会等の地域コミュニティ組織、事業者、大学等の地域づくりを担う人材や団体を育成・支援します。
- ・ 「奄美大島及び徳之島の世界自然遺産推薦地における保全管理のための連携と協力に関する協定」に基づき、環境省沖縄奄美自然環境事務所、国立大学法人鹿児島大学、国立研究開発法人国立環境研究所と連携し、奄美大島の世界自然遺産推薦地において、保全管理を行うとともに調査研究や人材育成を支援します。

（再掲P27）

- ・ 県、市町村、事業者、NPO等との連携を強化し、地球環境保全のための具体的な実践活動に自主的に取り組む「地球環境を守るかごしま県民運動」の一層の展開を図ります。
- ・ 県民参加の森林づくりを推進するため、森林ボランティア等との連携を強化します。
- ・ 県民や事業者等が行う道路・河川・海岸・港湾等の清掃・美化などのボランティア活動について、市町村と連携しながら支援することにより、地域環境の保全に対する意識の向上を図るとともに共生協働による活力ある地域づくりを推進します。



ボランティア清掃

### 3 指導者の育成・活用

環境教育を効果的に進めるため、教職員の資質・能力の向上、地域社会等における環境教育の指導者の育成・確保、活用を推進します。

#### (1) 学校における指導者の育成

- ・ 学習指導要領に基づき、ESDの視点に立って、世界自然遺産や日本ジオパーク、ラムサール条約登録湿地、自然公園等、地域の自然・文化等を総合的に活用した環境教育を推進し、教職員の実践力の向上に努めます。
- ・ 児童・生徒が知的好奇心や探究心をもって自然に親しみ、科学的な見方や考え方を養うことができるようにするために、自然観察の基本的な技術とその指導法を身につけた指導者の育成を図ります。
- ・ 小中学校の教職員等に対する森林環境教育指導者研修など環境教育に関する研修を行い、環境教育に関わる教員の資質の向上を図るとともに、関係機関等地域の多様な主体との交流を促進します。



森林環境教育指導者研修

- ・ 青少年社会教育施設や環境教育関連施設の職員の環境教育に関する知識を高め、環境教育の充実を図ります。

#### (2) 家庭・地域社会における指導者の育成・活用

- ・ 学校や地域で、子どもたちが自然と触れ合ったり自然に親しんだりする活動を支援する指導者に、実習等をとおして自然観察の知識や技能を高め、観察等の指導力向上を図ります。
- ・ ネイチャーゲーム指導者養成事業やプロジェクト・ワイルド認定事業などの国が実施する人材認定等事業登録制度(※5)について情報提供し、地域社会等における環境教育等の指導者やコーディネーターの育成・確保に努めます。
- ・ 環境学習指導に係る有資格者等の情報を整備し、県のホームページ上で県民に公開する「環境学習指導者人材バンク」(※6)により、県民自ら、身近な指導者に環境学習会等の講師を依頼することを可能にし、自主的な環境学習を促進します。
- ・ 県民や事業者の温暖化防止活動への指導・助言を行う「地球温暖化防止活動インストラクター」(※7)や「グリーンマスター」(※8)の活動を促進します。
- ・ 地球環境を守るかごしま県民運動推進員や自然保護推進員、希少野生動植物保護推進員などに対して専門性を高めるための研修を実施し、それぞれの活動の質の向上を図ります。

#### 4 情報提供の充実

県民の自主的・積極的な環境保全活動を支援するため、環境教育に関する様々な情報を収集・整理するとともに、県民が環境に関する正確な情報やイベント情報等を必要なときに必要な形で入手できるよう、情報提供の充実を図ります。

- ・ 毎年度作成する環境白書や県環境基本計画の進捗状況を県ホームページに掲載するとともに、分かりやすく親しみやすい環境情報を提供します。
- ・ 環境情報ポータルサイト「かごしまe c o-ネット」について、環境に関するデータ、人材、教育プログラム、教材など環境保全活動に関するあらゆる情報を集約した、検索しやすいポータルサイトになるよう努めます。

**<参考> 用語の説明**

## ※1 「こどもエコクラブ」

こどもエコクラブとは、幼児（3歳）から高校生までの誰でも参加できる環境活動のクラブです。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としています。

## ※2 「緑の少年団」

緑の少年団は、次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体です。

## ※3 「包括連携協定」

地域が抱える社会課題に対して、自治体と民間企業等が双方の強みを生かして協力しながら課題解決に対応するための大枠を定める枠組みです。

## ※4 「かごしま環境パートナーズ制度」

県が抱える様々な環境問題に対し、県が行う施策と企業等の社会貢献・地域貢献の取組をつなげることにより、官民協働による効率的かつ効果的な公共サービスの提供を実現するための制度です。

## ※5 「人材認定等事業登録制度」

民間事業者が行う環境保全に関する知識や指導に係る能力を有する者等の育成・認定、環境教育等に関する教材の開発等の事業を国が登録する制度です。（環境教育等促進法第11条に基づく）

## ※6 「環境学習指導者人材バンク」

県内各地に居住する環境学習に関する豊富な経験や資格を持った指導者の情報を整理したもので、県のホームページ上で公開しています。これにより、県民に身近な指導者に環境学習会等の講師を依頼することを可能にし、自主的な環境学習の促進を図っています。

## ※7 「地球温暖化防止活動インストラクター」

地球温暖化対策の推進に関する法律第37条に基づき、知事が委嘱した推進員で、地球温暖化防止に関する県民の理解を深めるため、県等と連携し、県民に対して温暖化防止に関する情報提供や助言等を行っています。

## ※8 「グリーンマスター」

県民参加の森林づくりを進めるため、地域のみどりづくりに理解と熱意があり、みどりづくりや野外活動の知識と指導経験を有する者です。

5 施策の指標及び数値目標

環境教育等に関する施策の指標及び数値目標については、行動計画の内容に記載している施策について達成すべき数値目標を設定します。

行 動	指 標	基 準 (令和元年度)	目 標 (令和12年度)
学校における 環境教育等の充実	体験的環境学習の 実施率（小中学校）	100% (平成30年度)	100% (令和5年度)
同 上	福祉・ボランティアに関する 実施率（小中高等学校）	100% (平成30年度)	100% (令和5年度)
学校・家庭・地域社会に おける環境教育等の充実	県立の青少年社会教育施設に おける年間利用者数	19万人（年間） (平成26~29年度の平均)	19万5千人以上（年間） (令和5年度)
同 上	県立博物館の 年間利用者数	12万2千人（年間） (平成25~29年度の平均)	13万人以上（年間） (令和5年度)
家庭・地域社会における 環境教育等の充実	こどもエコクラブ 設置市町村数	37	全市町村
同 上	水素・再生可能エネルギー 導入セミナーの参加者数	96人	200人
同 上	みどりの感謝祭等への 参加者数	7,427人 (年間)	9,000人（年間） (令和6年度)
同 上	県立自然公園 利用者数	3,796千人（年間） (平成30年度)	4,180千人以上（年間） (令和6年度)
同 上	奄美群島認定エコツア ーガイド数	109人	160人 (令和5年度)
事業者との協働	キャリア教育にかかる体験的な学 習の在学中の体験率（公立学校）	68.3% (平成29年度)	100% (令和5年度)
多様な主体との協働	森林ボランティア登録 者数	2,281人	2,800人
同 上	「みんなの水辺サポー ター」登録団体数	849	1,013団体 (令和6年度)
同 上	「ふるさとの道サポー ター」登録団体数	792	1,049団体 (令和6年度)
同 上	グリーンマスター認定 者数	45人	50人
指導者の活用	環境学習指導者人材 バンク登録者の活動率	61%	80%
情報提供の充実	かごしま eco-ネット アクセス数	538	1,800

## 第5章 行動計画の推進・進行管理

### 1 推進体制

環境保全活動や環境教育等の推進にあたっては、県、市町村などの各主体間の連携を図るとともに、環境担当部局と教育委員会・学校がより緊密に連携・協力し、環境教育等を推進します。

なお、県は、「環境学習等推進連絡会議」において、環境学習や環境保全活動を促進するとともに、各種取組の進捗状況を点検し、環境教育等を効果的に推進します。

### 2 進行管理

#### (1) 進捗状況の点検及び公表

県は、環境教育等に関する取組の実施状況及び指標に関する目標の達成状況を毎年、把握するとともに、環境白書等により公表します。

#### (2) 行動計画の見直し

取組の進捗状況や社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて見直しを行います。



# 資料編

# 目次

## 1 事業・事例紹介

### 【学校】

- ・「リサイクル活動を中心とした環境美化活動」（鹿児島市立西伊敷小学校） 1
- ・「ツルの保護活動」（出水市立鶴荘学園） 2
- ・高等学校における環境教育の取組事例（鶴翔高等学校） 3

### 【市町村等】

- ・「ゼロカーボンシティかごしま」の実現に向けて（鹿児島市） 4
- ・ゼロカーボンシティの表明について（知名町） 5
- ・ごみのリサイクル15年連続日本一！（志布志市） 6
- ・「SDGs未来都市 大崎町」～資源循環で持続可能な町を目指して～（大崎町） 7
- ・大野ESD自然学校について（垂水市） 8
- ・屋久島型ESD教育のこれまでと学校における取組の紹介（屋久島町） 9

### 【県】

- ・環境教育授業について 10
- ・学ぶ環境体験学習塾について 10
- ・かごしまこども環境大臣について 11
- ・こどもエコクラブについて 11
- ・緑の少年団について 12
- ・森林にまなびふれあう推進事業について 13
- ・森林とのふれあい推進事業について 14
- ・世界自然遺産の島 屋久島における環境教育等の取組について 15
- ・奄美大島及び徳之島における環境教育等の取組について 16

### 【協働取組】

- ・森林ボランティアについて 18
- ・かごしま環境パートナーズ制度について 19

### 【学習拠点施設】

- ・地域ESD活動推進拠点について 21  
（NPO法人くすの木自然館，株式会社そらのまち，屋久島環境文化研修センター，（一財）鹿児島県環境技術協会）
- ・かごしま環境未来館について 23
- ・屋久島の環境学習施設について 24  
（屋久島世界遺産センター，屋久島町屋久杉自然館）
- ・奄美大島の環境学習施設について 25  
（奄美野生生物保護センター，奄美自然観察の森，奄美パーク）

## 2 県内の主な環境学習拠点施設 26

## 3 鹿児島県環境教育等行動計画改定の経緯 27

# 1 事業・事例紹介

## 「リサイクル活動を中心とした環境美化活動」 鹿児島市立西伊敷小学校

### 取組の概要

西伊敷小学校（児童数335人）は、令和2年度に創立47周年を迎える、緑豊かで自然環境に恵まれた学校であり、学校と家庭、地域が連携を深めながら環境教育を推進している。

昭和49年の開校当初よりPTAやスポーツ少年団育成会主催でリサイクル活動に取り組んでおり、更に児童会活動でも充実を図り、平成19年度に鹿児島市学校版環境ISO認定校となった。以降、継続的に取り組み、3年ごとの認定更新がなされている。

PTA主催のリサイクル活動は、家庭や地域の協力を得ながら年3回実施している。また、校内のリサイクル活動は、毎月「環境を考える週間」を設定するなどし、教児一体となって取り組んでいる。アルミ缶回収の益金は、「アフガニスタンの子どもたちへランドセルを贈る活動」の輸送料に充てるとともに、花の苗や「プールの生き物救出&調査」の用具の購入など環境教育活動費として活用している。また、国際理解教育・福祉ボランティア教育の一環として「ペットボトルキャップで世界の子どもにワクチンを届けよう」キャンペーン（イオン九州）、「テープの巻芯を集めて緑の地球を守ろう！」（ニチバン）にも参加している。

全校児童を公益財団法人日本環境協会「こどもエコクラブ」（後援：環境省）に登録し、環境教育に関する様々な情報を得ながらエコ活動への主体性や実践力を高めており、特に、高学年児童が毎朝実施する学校坂周辺の清掃ボランティア活動には、地域から感謝やねぎらいの声が多く寄せられている。



【古紙等のリサイクル】

PTA主催行事として学期1回（年間3回）実施



【アルミ缶等のリサイクル】

「環境を考える週間」を設定し、環境美化委員会の児童を中心に実施



【環境新聞の発行】

環境美化委員会による情報発信及びエコ活動への取組の呼び掛け



【みどりの小道環境日記】

4年生以上が環境をテーマとした日記を3か月間書き綴る活動に参加



【プールの生き物救出&調査】

水泳学習に入る前にプールに生息する昆虫等の捕獲及び観察を実施



【ランドセルの寄贈】

6年生が卒業時にアフガニスタンへランドセルを寄贈（平成16年度～）

児童自身が、資源ごみの分別や3R運動等に体験的に取り組むことで、環境美化への意識や実践力が高まってきており、家庭や地域におけるエコ活動に対しても前向きに取り組む態度が芽生えてきている。

今後も様々な環境活動に目を向けるとともに、地球環境問題と結び付けながら家庭や地域と連携を密にして継続的な取組を推進し、「環境にも優しく、人にも優しい子ども」の育成に一層努めていきたい。

### 【これまでの主な実績】

「みどりの小道環境日記コンテスト」平成26年度～7年連続金賞（文部科学大臣賞、他）

「環境美化教育優良校等表彰」最優秀校（文部科学大臣賞）、令和2年度

「鹿児島県いきいき教育活動表彰」文化活動団体（学校）表彰、令和元・平成30年度

「地球環境を守るかごしま県民運動」環境保全活動優秀団体等表彰、平成29年度

## 取組の概要

1952年に「鹿児島県のツルおよびその渡来地」が国の特別天然記念物に指定され、1960年からツル監視員の指導の下、生徒が自主的に監視、羽数調査を始めた。本校の活動は、環境保護に対する世論の高まりの中、広く報道されるようになり、平成29年11月には第52回全国野生生物保護実績発表大会で環境大臣賞を受賞するなど、多くの賞を受賞するようになった。また、1985年からは生徒の発案で、昼間にツルの家族がどこに、どのように分散しているのか調査したり、幼鳥の数を数えることにより今後のツルの数の変動を予測しようとする調査（家族構成・分散調査）をしたりしている。

また、本校は、平成29年4月からは義務教育学校となり、独自の教科「ツル科」を設定した。1年生から9年生まで発達の段階に応じて、ツルの生態や人々とのつながり、出水の自然環境等についての理解を深める学習を進めている。出水市と友好都市である周南市や釧路市の阿寒中学校との交流、姉妹都市の韓国順天（スンチョン）市との交流を通して、出水のツルの保護に関する活動や情報発信を多岐にわたって行っている。

## 特色ある取組例



【羽数調査】



【家族構成・分散調査】



【釧路市長表敬訪問】



【つるの声(研究冊子)】



【阿寒中学校との交流】



【釧路研修の様子】

羽数調査はシーズン中に6回実施している。朝5時30分に学校へ集合し、冷たい北風が吹くツル観察センター周辺で行っている。調査結果の発表はツルクラブの部長が行い、毎回多くの報道陣に囲まれて取材を受けている。

家族構成・分散調査は、出水平野と阿久根市の昼間のツルの行動を観察し、家族構成や幼鳥率から、周辺環境の変化や今後の渡来数の変化を研究している。

8月の釧路研修では、タンチョウの生息している釧路湿原の見学や阿寒中学校との交流、釧路市長への表敬訪問などを行い、友好都市釧路との架け橋となる活動も行っている。

「つるの声」は1年間の活動をまとめた研究冊子で、令和元年度には第40集となった。ツルの渡来の変遷を知る上での貴重な資料の他に、生徒たちの短歌や俳句、作文なども掲載している。過去の作品には生徒たちの保護者が中学生時代のものもあり、活動の歴史の長さを感じられる。

韓国の順天（スンチョン）市は、出水へ渡ってくるツルの大陸での最後の経由地であり、その縁で出水市と姉妹都市の関係にある。平成27年1月には、韓国からの視察団が来鹿し、本校を訪問した際、生徒がツルクラブ活動の説明を行った。

令和2年度には24季連続の万羽ヅルを計測し、12月の第4回羽数調査では、過去最高の1万7315羽を記録した。渡来数の増加は、保護に携わる生徒たちや地域の方々の努力と誇りが長年受け継がれた結晶であると自負している。

- 生徒が主体的に地域課題の解決に取り組む中で、地元漁協の廃棄されるウニの新たな価値を発見し、未利用資源の有効活用と環境に配慮する循環型農業を確立させ、地域課題の解決に貢献した事例である。

●概要

鶴翔高等学校のある阿久根市では、海水温の上昇などにより、海藻を食い荒らすウニが増え続け、それらのウニは駆除しても食用には適さず、地元の漁協では廃棄に困っていた。

そこで、高校生が農業に活用する研究に5年間継続して取り組み、試行錯誤を重ねながら廃棄するウニの発酵液を完成させた。発酵液を用いた作物の生育比較

試験を重ね、地域の未利用資源の有効活用と、環境に配慮した循環型農業に貢献するとともに、発酵液の効果を科学的に検証し、技術の普及のために様々な機会に成果発表も行っている。



【廃棄ウニ問題】



【ウニの発酵液の開発】

●ポイント

具体的には、廃棄されるウニを糖蜜と海藻粉末で嫌気性発酵させた有機発酵液を作成し、これを減化学肥料栽培で使用することで、土壌改良や農作物の収量や糖度の改善に成功している。廃棄されるウニの発酵液を農業で活用することを実践して、海の環境の改善も含めた持続可能な環境活動となっている。

なお、鶴翔高等学校は、廃棄したウニの発酵液を農業分野に活用する取組で「地球環境大賞」の文部科学大臣賞を受賞しました。

## 「ゼロカーボンシティかごしま」の実現に向けて <鹿児島市>

鹿児島市は、2019年12月に、2050年までにCO<sub>2</sub>排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティかごしま」を宣言し、各種取組を推進しています。

### ●ゼロカーボンシティかごしまロゴマークの作成

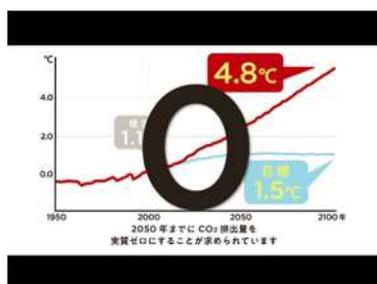
「ゼロカーボンで2050年をOKな未来へ」をコンセプトに、ゼロカーボンのゼロ(=O)とかごしまのケー(=K)を組み合わせたロゴマークを作成しました。このロゴマークを活用し、「ゼロカーボンシティかごしま」を知ってもらう取組を行っています。



### ●ゼロカーボンシティかごしま PR 動画

地球温暖化の現状や「ゼロカーボンって何?」、「わたしたちにできることは?」などの取組をわかりやすく説明した動画を制作しました(長編(3分)・短編(15秒))

長編では、インフォグラフィックを活用し、難しいと思われがちな環境の問題を、数字や考え方などの情報を視覚化し、わかりやすく表現しています。



【実質ゼロとは?】



【鹿児島市のCO<sub>2</sub>排出量】



【OKな未来へ】

### ●ゼロカーボンシティかごしまホームページ及びSNS



ゼロカーボンシティかごしま HP にて鹿児島市の取組や、ゼロカーボンシティかごしま SNS, 動画の配信等をご覧ください。

ゼロカーボンシティかごしま HP <https://ok-kagoshima.jp/>

### ●「ゼロカーボンシティかごしま」の実現に向けた取組

#### ■市役所本庁舎の「ゼロカーボン電力化」

2020年4月から市役所本庁舎で使用する電力を、再生可能エネルギーに由来するゼロカーボン電力へ切り替えています。

#### ■新南部清掃工場(ごみ焼却施設・バイオガス施設)の整備

施設の老朽化に伴い更新を行う南部清掃工場のごみ焼却施設を、バイオガス施設と併せて一体の施設として整備しており、2022年1月供用開始を予定しています。ごみの一部からバイオガスを生成し、都市ガスの原料として活用するのは全国初の事例で、資源循環型社会及び脱炭素社会の構築の推進に取り組んでいます。

## ゼロカーボンシティの表明について < 知名町 >

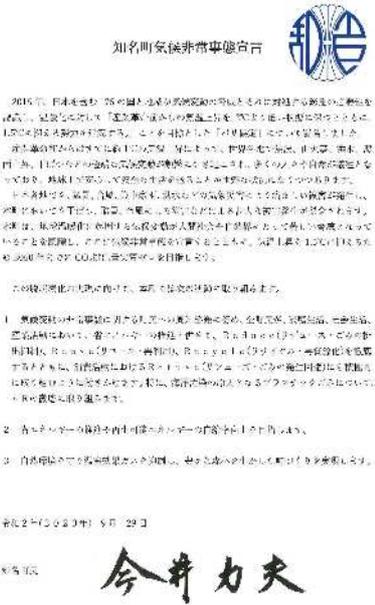
知名町では令和2年9月29日に「知名町気候非常事態宣言」を宣言し、2050年までにCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロにすることを目指しております。また、過剰な消費活動や海洋プラスチックごみ問題に対し、町全体が力を合わせ率先して取り組んでいくことを表明致しました。ゼロカーボンシティを推進する理由として、①温暖化の原因となっている温室効果ガスの排出を削減し、持続可能な自然環境の形成に貢献する。②エネルギーの地産地消を行うことで経済の地域循環を行い、町民の生活を豊かにすること。の二つを掲げ活動に取り組んでおります。具体的な取り組み内容として、環境問題に係る普及啓発活動や4R<sup>1</sup>活動の徹底、再生可能エネルギーの導入等を行っております。



【うじききれい団<sup>2</sup>による環境講演】



【町内海岸のボランティア清掃】



【知名町気候非常事態宣言文】



【庁舎内設置のエコバッグシェアツリー】

<sup>1</sup>：Reduce(リデュース・排出抑制), Reuse(リユース・再利用),  
Recycle(リサイクル・再資源化)Refuse(リフューズ・発生回避),  
<sup>2</sup>：家族で沖永良部島の海岸ごみ拾いに取り組む団体

## ごみのリサイクル 15年連続日本一！ <志布志市>

志布志市には、もともとごみの焼却施設がないため平成10年度まではごみを分別せずに、全て最終処分場（清掃センター）に埋立て処分していました。

そこで志布志市では「混ぜればごみ、分ければ資源」を合言葉に、ごみを可能な限り再利用するという地域づくりを進め、平成12年から19品目のごみ分別収集を行い、ごみの資源化に取り組み始めました。

また、平成16年度からは生ごみの分別収集・堆肥化を行い、平成25年度からは小型家電を加えるなど、現在では27品目を分別し、ごみの資源化に努めています。このように、分別収集を行いリサイクルすることで平成10年度と比べて8割の埋立てごみの削減に成功し、最終処分場を延命化することができました。

環境省が毎年公表する一般廃棄物処理実態調査の中で、令和元年度の「ごみのリサイクル率」が公表され、志布志市は74.7%で、全国の市のなかで日本一という結果となりました。日本一となるのは15年連続です。

現在は循環型社会の構築及びSDGsの達成に向けて、使用済み紙おむつの再資源化に取り組んでいます。



【最終処分場（清掃センター）】



【ごみ分別収集の様子】



【志布志市ごみの推移】

**「SDGs 未来都市 大崎町」～資源循環で持続可能な町を目指して～ <大崎町>**

大崎町には、もともと焼却炉がなく全てのごみを埋立処分していました。

この埋立処分場の延命化（ごみの減量化）を目的に住民の協力のもとごみの分別・リサイクルの取り組みを実施，リサイクル率は80%を超え12年連続リサイクル率日本一を達成しました。

分別・リサイクルに取り組むことで埋立処分場の延命化，ごみ処理事業経費の削減，資源ごみ売買益金の発生，雇用の増加等大きな効果（メリット）が得られました。

平成30年からは，売買益金を原資にリサイクル未来創生奨学ローンという奨学金制度を創設し，未来の大崎を担う子供たちに還元しています。

また，平成24年からは国際協力機構（JICA）の事業を活用し，「非焼却による低コストで資源循環型の廃棄物処理システム」を「大崎システム」としてインドネシア共和国のデポック市，バリ州，ジャカルタ州で技術協力を展開しました。

このような町全体でリサイクルを推進する大崎町の取り組みは，国連で定めた世界の目標であるSDGsの活動として認められ，第2回ジャパンSDGsアワードの受賞とSDGs未来都市として国に選定されています。

大崎町では，2030年に向けごみをリサイクルするだけでなく多くの企業とパートナーシップを結びプラスチックごみ等の排出削減について取り組んでいきます。



【分別の様子】



【SDGsアワード受賞】



【JICA事業】



【未来の大崎町ビジョンマップ】

## 大野 E S D 自然学校について < 垂水市 >

平成 18 年 3 月、垂水市立大野小中学校がその長い歴史に幕を下ろすこととなり、同年 4 月から学校跡は社会教育施設（大野地区公民館別館）として、体育館は体育施設として、利活用を図ることとなりました。また、近隣に鹿児島大学が農学部附属高隈演習林を有しており、同大学は以前より、高隈の雄大な自然を活かした環境教育・森林教育に力を入れていました。このような施設を有する同大学が、施設の利活用案として提示したのが、「大野 E S D 自然学校」構想です。

大野 E S D 自然学校は、垂水市、鹿児島大学（及び演習林）、地域（大野地区）の三者の協力の下、運営される組織（現在は市の直営）で、地域の方々や大学生・児童生徒等が互いに学び合うことにより、地域及び社会教育の向上に貢献することを目的とする機関です。旧大野小中学校を主なフィールドとし、「おおの探検隊」や「キッズキャンプ」などの主催事業をはじめ、様々な自然体験活動を提供しています。

また、平成 25 年 11 月に大野地区の地域発展に貢献する取り組みを行う「NPO 法人 森人（もりんちゅ）くらぶ」が設立され、大学生スタッフの派遣やプログラムの指導等で連携を図りながら、事業を展開しています。



## 屋久島型E S D教育のこれまでと学校における取組の紹介 <屋久島町>

屋久島町の小中学校では、平成24年度から、学校教育の重点実践事項の一つに、E S D（持続発展教育）の推進を掲げてきました。

具体的には、「屋久島から持続可能な社会の創り手となる子供たちを育成するために、世界自然遺産や伝統文化等を素材にした学習を通して、『故郷屋久島への思い』を育みながら、『学び、考え、行動する力』と『自尊感情』を高め、『生きる力』を育成する。」という基本的な考え方のもと、総合的な学習の時間の指導計画をE S Dの視点で組み直したり、各教科の時間と総合的な学習の時間とのつながりの明確化を図ったりして、全小中学校で実践しています。

本年度は、そのE S Dの本質を追求しつつ、これからの世界をより持続可能な社会を創造していくために、2015年国連サミットで持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）の採択を踏まえた、屋久島型E S D教育を各校で実施しました。

ここでは、金岳小中学校の取組を紹介します。



【令和元年に新築された校舎】

雄大な火山と豊かな緑、美しい海などの環境から「緑の火山島」と呼ばれる口永良部島に金岳小・中学校はあります。令和2年度は小学生11名、中学生3名の極小規模校です。屋久島の宮之浦港からフェリー太陽を利用して、1時間40分で行くことができます。



【海岸清掃の様子】

### 【海洋ゴミから考える】

口永良部の海岸には、多くの海洋ゴミが漂着します。多くの島民が参加して、清掃作業を実施しています。（小・中合同）

中学校では、海洋ゴミの原因や環境への影響を調査しています。（中学校）



【生徒自作のスタンプなど】

### 【島の未来を考える】

口永良部島に、観光客が訪れた際に、島内の名所を楽しんでもらうために、観光マップを作成して配布したり、スタンプラリーのコースを作成したりしています。口永良部島を多くの人に知ってもらうことに繋がっています。（中学校）

## 環境教育授業について

県では、6月の環境月間に環境問題に対する知識の普及・啓発活動の一環として、中学生を対象に環境教育授業を実施しています。  
令和2年度までに延べ57校で実施しました。

### 内容

- ・ 県内の大気・水環境についての講義
- ・ 大気や水質に関する実験  
自動車排気ガス中及び大気中の窒素酸化物濃度の比較試験  
模擬生活排水の簡易水質試験
- ・ 大気測定車の公開  
大気汚染物質(窒素酸化物や硫黄酸化物など)の測定方法や結果についての説明



【講義の様子】



【実験の様子】



【大気測定車】

## 学ぶ環境体験学習塾について

県では、将来を担う児童・生徒やその保護者が、環境問題や環境保全に関心を持ち、行動するきっかけづくりを提供するため、「学ぶ環境体験学習塾」を開催しています。

令和2年度までに延べ1,326名の参加がありました。



【講義の様子】



【エコバッグ作り】

## かごしまこども環境大臣について

県では、自然環境の保護や廃棄物対策等、環境保全活動を積極的に行っていこうとする子どもたちを対象に、毎年、環境レターを募集し、取組の優秀な子どもたちを「かごしまこども環境大臣」に任命しています。

「かごしまこども環境大臣」に任命された子どもたちは、サミットで環境問題について学びながら、「かごしまこども環境宣言」を作成し、サミット終了後も、九州森林の日植樹祭などの環境イベントに参加しながら地域や学校の環境保全活動のリーダーとして、活動しています。



【かごしまこども環境大臣任命式】



【九州森林の日植樹祭】

## こどもエコクラブについて

こどもエコクラブでは、子どもたちの興味や関心に基づいて、自然観察やリサイクル活動等、地域の中で身近にできる地球にやさしい活動に自由に取り組んでいます。

こどもエコクラブに登録すると、活動に役立つ教材等の貸出や、取り組みやすい環境学習や活動情報を得ることができます。

県内には多数のエコクラブがあり、「プールの生き物救出・調査」や「地域の清掃・ごみ分別活動」など、クラブによって様々な取り組みをしています。



【プールの生き物救出・調査】



【ごみの分別活動】

## 緑の少年団について

### ○ 緑の少年団の活動

次代を担う少年少女たちが「緑を愛し」、「緑を守り」、「緑を育てる心を養う」ことを通じて、自然を愛し、自ら社会を愛する心豊かな人間に育ってゆくことを目的として、自然の中でそれぞれの地域の特色を生かし、学習活動、奉仕活動、野外活動（レクリエーション）など様々な活動を自主的に行っています。

（令和2年7月1日現在で、52団、1,560人の団員が活動中。）

### ○ 活動状況

#### ● 学習活動

- ・森林・林業体験学習（植栽活動）



- ・活動発表大会



#### ● 奉仕活動

- ・緑の募金活動



- ・緑化活動



#### ● 野外活動（レクリエーション活動）



# もり 森林にまなびふれあう推進事業について

## ○森林環境教育推進事業

- 趣旨 小中学校の児童・生徒を対象とした森林環境保全や、生物多様性など地域特有のテーマに関する森林環境学習を実施し、森林環境の維持増進を図るための保全管理の重要性などについて理解の醸成を図る。(16校)  
また、高校、大学等の学生に対する森林・林業・木材利用に関する森林環境学習を実施し、木の良さなどについて理解の醸成を図る。(4校)  
さらに、小中学校等の指導者に対し森林学習・体験活動に関する知識や技術を習得するための研修を実施し、森林環境学習の効果的な実施を図る。

### ●実施状況

#### 【森林環境保全学習】



- 森林学習  
森林のはたらきや森林環境の保全について学習しました。



- 体験活動  
伐採した跡地にスギの苗木を植栽し、森林の循環利用についてまなびふれあう体験を行いました。

#### 【森林の生物多様性の学習】



- 森林学習  
奄美大島の湯湾岳で森林の生物多様性について学習しました。



- 体験活動  
湯湾岳で奄美固有の植物などを観察し、まなびふれあう体験を行いました。

#### 【森林環境教育指導者研修】



- 室内研修  
森林環境教育や自然体験教育の意義などについて研修しました。



- 野外研修  
樹木観察やネイチャーゲームによる自然体験活動の手法を研修しました。

## もり 森林とのふれあい推進事業について

### ○みどりの感謝祭

- 趣旨 県民に、自然の中で遊ぶことの楽しさや森林を守り育てていくことの大切さを知ってもらい、かけがえのない森林を支えていく気運の醸成を図る。

- 開催状況



- 式典 一般県民や緑の少年団など約2,000名が参加しました。



- 森のヨガ 自然とふれあうさまざまな活動を体験しました。

### ○九州森林の日の活動

- 趣旨 11月の第2日曜日を「九州森林の日」と定め、「九州森林の日植樹祭」を実施することにより、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図る。

- 開催状況



- 協賛企業や緑の少年団など約200名が参加しました。



- 抵抗性クロマツとサクラの苗木を1,010本植樹しました。

### ○森林の体験活動支援事業

- 趣旨 県民が自ら企画・実施する森林・林業学習や森林の整備保全活動等を支援し、県民の森林・林業に対する理解と森林づくりへの参加を促進する。

- 活動事例



- 学習活動 山の恵みと環境について学習しました。



- 体験活動 伐採した木の年輪を数え、木の成長を実感しました。

## 世界自然遺産の島 屋久島における環境教育等の取組について

(公財)屋久島環境文化財団は、学術的に評価の高い自然環境と、自然を損なうことなく何千年にもわたって積み重ねられてきた自然と人との関わりである「環境文化」を手がかりとして、屋久島の自然環境の保全を図るとともに、自然と人との共生する屋久島ならではの個性的な新しい地域づくりを実現しようとする試みである「屋久島環境文化村構想」を推進する中心的な組織として設立されました。

「屋久島環境文化村構想」の中において、環境学習の推進は大きな柱として位置付けられていることから、屋久島環境文化研修センターを拠点に、屋久島のフィールドを活用した自然観察学習や体験学習等の環境学習プログラムを作成し、毎年多くの環境学習を展開しています。



【自然観察学習】  
(ヤクスギランド観察)



【自然体験学習】  
(イカダでの川下り)

また、地域 ESD 活動推進拠点として、屋久島の自然環境への理解を深め、人と自然との関わりを考えることを目的に、屋久島町内の学校などに出向いての学習支援(出張屋久島講座)や教職員研修への講師派遣、そして屋久島高等学校環境コースの課題研究支援を行っています。

さらに、屋久島の自然環境や島民の暮らし、歴史などを分かりやすくまとめた「図説屋久島」を町内の小学校補助教材として、財団から町教育委員会に寄贈し、学校の学習に活用されています。



【屋久島高等学校環境コース課題研修支援】  
(屋久島環境文化研修センターでの宿泊研修)



【出張屋久島講座】  
(昆虫学習)

## 奄美大島及び徳之島における環境教育等の取組について

### 1 奄美群島エコツアーリズム推進事業

県では、奄美群島エコツアーリズム推進協議会に参画して、奄美群島の自然・文化について深い知識を有し、来訪者に安全で質の高い体験を提供するとともに、地域の環境保全に責任を持つガイドである認定ガイドの育成に携わっている。



【エコツアーの様子】

### 2 世界自然遺産 奄美トレイル

世界自然遺産 奄美トレイルは、奄美群島をつなぐ長距離の自然歩道である。県では、奄美群島固有の自然と文化への理解を促進すること、人と人との交流を通して地域の元気と奄美ファンを創出すること、群島全体の地域経済や産業の振興に資すること、島と島のつながりをさらに強くすることを目的に、平成28年度より地域の方々と一緒にルートを設定してきた。令和3年2月に14エリア、51ルート（総延長約550km）の全線が開通する。



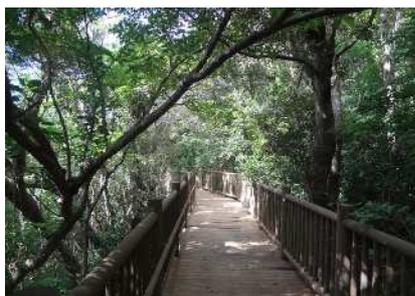
【ルート選定作業の様子】



【トレイルの風景】

### 3 奄美自然観察の森整備事業（H29～R3年度）

県では、世界自然遺産登録後の観光客の増加を見据え、気軽に奄美の自然を楽しむ施設として、龍郷町が行う「奄美自然観察の森」のリニューアル工事に係る経費の助成を行っている。



【森の中を進むボードウォーク】



【展望所から望む龍郷湾】

# 奄美大島及び徳之島における環境教育等の取組について

## 4 希少野生動植物保護対策事業

県では、環境省や奄美大島・徳之島の市町村など、関係機関で構成する「奄美群島希少野生生物保護対策協議会」を設立し、世界自然遺産登録を念頭とした希少野生生物の保護のため、地元の希少野生動植物保護推進員と連携した盗採防止パトロールや、住民や観光客向けの普及啓発用リーフレットの作成、レンタカー会社やホテル等へのチラシ設置の協力依頼などに取り組んでいる。



【パトロールの様子】

奄美大島・徳之島の宝  
 みんなで守ろう！希少な野生動植物

奄美大島及び徳之島には、アマミクロウサギやナゴランなどをはじめとする、ここにしかない多くの希少な野生の動植物が生息・生育しています。しかしながら、生息・生育環境の悪化や乱獲等により、これら多くの希少な野生動植物が絶滅の危機に瀕しています。

県庁等では「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」を、奄美大島及び徳之島の市町村及び徳之島3町では「希少野生動植物の保護に関する条例」を制定し、希少な野生動植物の保護に努めています。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。




絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

○希少な野生動植物(注)の生きている個体を捕獲、採取、殺傷することはできません。(学術研究等の目的の場合には、あらかじめ許可が必要です。)

○希少な野生動植物の個体を採取、若しくは譲渡したり、譲渡する目的で譲渡又は売却することはできません。

○希少な野生動植物の譲渡又は譲渡の目的で譲渡されたものは、罰金が科せられます。(希少な野生動植物の譲渡又は譲渡の目的で譲渡されたものは、罰金が科せられます。)

希少野生動植物の保護に関する条例

○希少な野生動植物(注)の生きている個体を捕獲、採取すること、譲渡に際し、譲渡されたものの譲渡・売却等はできません。(学術研究等の目的の場合には、あらかじめ許可が必要です。)

○希少な野生動植物(注)の譲渡又は譲渡の目的で譲渡されたものは、その譲渡及び譲渡の目的が認められず、また、譲渡そのものを罰せられる場合があります。

○希少な野生動植物の譲渡又は譲渡の目的で譲渡されたものは、罰金が科せられます。(希少な野生動植物の譲渡又は譲渡の目的で譲渡されたものは、罰金が科せられます。)

(企業・団体等名)

私たちは、奄美・徳之島の希少な野生動植物の保護に協力しています。

【チラシ】

## 5 外来動植物の被害防止対策

外来動植物の防除については、行政や民間の関係機関が適切な役割分担により、侵入防止や駆除作業等に取り組む必要があります。奄美大島・徳之島においては、市町村や民間団体等が主体となり、多くの住民が活動に参加している。

県では、これらの活動を促進するため、外来種防除マニュアルを作成・公表しているほか、各市町村に外来動植物対策推進員を設置し、必要な助言・指導を行っている。



【外来種防除マニュアル】

## 6 奄美野生生物保護促進事業

県、奄美地域12市町村及び環境省で構成する「奄美自然体験活動推進協議会」においては、自然環境の保全や地域振興に寄与することを目的として、子供たちが参加する自然観察会の開催や奄美の自然に関するニュースレターの発行、アマミクロウサギの交通事故防止キャンペーンなどに取り組んでいる。



【自然観察会「マングローブ探検隊」】



【ニュースレター】

## 森林ボランティアについて

### ○ 森林ボランティアの活動

森林ボランティア団体が独自でイベントを企画し、各地域の森林フィールドを拠点として植栽や枝打ち、間伐等の森林整備を実施するほか、地域イベント等で、森林とのふれあいや森林・林業への理解を目的とした体験学習等を開催しています。

また、地域住民をはじめ企業社員など、多様な主体による県民参加の森林づくりを促進し、様々な形での県民の森林づくり活動への参画が行われています。  
(森林ボランティア登録状況：34団体，2,281人【令和元年度末】)

### ○ 活動状況

#### ●森林整備活動（森林ボランティア団体）

- ・森林ボランティアの日活動



#### ●体験学習（森林ボランティア団体）

- ・しいたけ駒打ち体験



- ・森林散策



#### ●森林整備活動（地域住民・企業社員）

- ・下刈り



- ・植樹



## かごしま環境パートナーズ制度について

県が抱える様々な環境問題に対し、県が行う施策と企業等の社会貢献・地域貢献の取組をつなげることにより、官民協働による効率的かつ効果的な公共サービスの提供を実現するための制度で、15企業等（17事業所）（令和2年度末現在）とかごしま環境パートナーズ協定を締結しています。



【植樹祭参加】



【植樹祭参加】



【環境学習イベント開催】



【屋上緑化見学】



【植樹祭参加】



鹿児島国分工場



【環境・エネルギー出前授業】

鹿児島隼人工場



鹿児島川内工場



かごしま環境パートナーズ制度について



【LNG供給基地見学受入】



【環境出前授業】



【フロンガス回収破壊センター】



【ボランティア清掃】



【植樹活動】



【環境・エコカー出前授業】



【植樹活動】



【施設見学受入】

ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株)鹿児島テクノロジーセンター

※上記以外の協定締結企業：(株)タイヨー

## 地域ESD活動推進拠点について

特定非営利活動法人 くすの木自然館	
設立	1995年3月
住所	〒899-5652 始良市平松 7703
電話	0995-67-6042
e-mail	office@kusunokishizenkan.com
URL	http://kusunokishizenkan.com/
活動地域	鹿児島県内を中心に全国的に
活動分野	政策的支援、機関包括型アプローチ、教育者、ユース、地域コミュニティ
取り組む課題	



くすの木自然館は、人と自然との持続可能なつきあい方を提言し、鹿児島の豊かな自然を、後世によりよい状態で引き継ぐことを目的とした団体です。干潟や湿地・河川等の現状を知るための生物調査や、調査で得たデータをもとにした教材開発、生き物たちを身近に感じてもらうためのエコツアー、地域の方々に地域の自然のすばらしさに気付いていただくための授業や講演などを通し、人も野生生物も無理なく共生できる世の中を目指します。

株式会社そののまち そらのまちほいくえん	
設立	2017年5月
住所	〒892-0842 鹿児島市東千石町17-1 金海堂ビル
電話	099-225-7107
e-mail	Info@solanomachi.com
URL	https://www.solanomachi.com/
活動地域	鹿児島市
活動分野	機関包括型アプローチ、教育者、ユース、地域コミュニティ
取り組む課題	



商店街の空きビルをリノベーションし、総菜店併設の保育園を作ることで空きテナント出店などプラスの循環を醸成。町内の美化活動を定期的実施し、地域に対する愛着と住民の意識向上に貢献。地域住民との緊密な関係作りや避難訓練の実施、栄養士・給食室職員が災害時の食事提供方法を学ぶことで、有事の際の備えや情報共有の仕組みを日頃から確認。聴導犬とろうあ者を招いての会、人工透析ヘルプカード認知向上のための勉強会、SDGs パネルを使つての読み聞かせ、環境にやさしい製品への切り替え等、SDGs の認知・理解向上の取組を実施。全国の自治体や団体を対象に講演活動なども行っています。

## 地域ESD活動推進拠点について

屋久島環境文化研修センター（公益財団法人屋久島環境文化財団）	
設立	1993年3月
住所	〒891-4311 熊本郡屋久島町安房 2739-343
電話	0997-46-2900
e-mail	kensyuu06@yakushima.jp
URL	http://www.yakushima.or.jp/
活動地域	屋久島町内
活動分野	政策的支援, 教育者, ユース, 地域コミュニティ
取り組む課題	



屋久島環境文化研修センターは、鹿児島県が推進する屋久島環境文化村構想の理念を基に環境保全と経済成長の両立を目指す地域づくりを行っています。

環境教育の拠点施設として、屋久島の豊かな自然とのふれあいの中で人間活動と環境との関わり合いや自然の恵みについて学習することを目的に、全国からの研修の受け入れ、島内外向け参加体験型イベントの開催や環境学習出前講座を学校、地域団体などで実施しています。

一般財団法人鹿児島県環境技術協会	
設立	1973年5月
住所	〒891-0132 鹿児島市七ツ島一丁目1番地5
電話	099-284-6013
e-mail	co2@kagoshima-env.or.jp
URL	https://www.kagoshima-env.or.jp/
活動地域	鹿児島県
活動分野	教育者, 地域コミュニティ
取り組む課題	



当協会が行っている事業（環境調査, 生物調査, 環境分析, 環境学習及び地球温暖化防止活動などの普及啓発活動）を通じて、様々な主体のESDの支援を行っています。

## かごしま環境未来館について

かごしま環境未来館では、市民・事業者が環境について関心や理解を深め、日常生活や事業活動において、自発的に環境保全活動を実施するとともに、その活動の輪を広げていくことを促進します。

### ● 建物の特徴

「緑の大地：敷地全体を使い豊かな緑を創出する」「自然との共生：自然がもたらす恵み「緑・水・空気・光」を最大限に活用する」を建物の理念とし、屋上緑化、太陽光発電、雨水貯水タンク、地下水利用冷暖房、再生床材などを設置、利用しています。

また、令和2年度より使用電力を再生可能エネルギーに由来するゼロカーボン電力へ切り替えています。



### ● 事業内容

事業内容としては、令和2年3月にリニューアルオープンした館内で「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえた展示解説案内を行うほか、市民一人ひとりが環境問題を楽しく学び、環境に配慮した生活や行動ができるよう参加体験型の環境学習講座や各種イベントを開催しています。

また、市内の小中学校や町内会などの各種団体の実施する環境学習活動や環境保全活動をサポートするため、出前講座を行っています。



## 屋久島の環境学習施設について

### 屋久島世界遺産センター



屋久島世界遺産センターは、1993年（平成5年）12月に屋久島が世界自然遺産に登録されたことを受けて整備された環境省の施設です。世界自然遺産・屋久島と、屋久島国立公園の自然の成り立ちから環境保全の取り組み、登山の際のルールまで幅広く紹介しています。

### 屋久島町屋久杉自然館



屋久杉自然館は屋久杉のすべてを知ることができる博物館として平成元年10月に開館しました。屋久杉と屋久島の林業の歴史のみならず、島の自然や文化も伝える総合博物館です。

本館では、大雪の重さで折れた縄文杉の枝「いのちの枝」や1660歳の屋久杉をシンボルに屋久杉利用の歴史を紹介しています。また、垂直分布のジオラマ展開によって屋久杉を含む森林植生を紹介しています。

別館「屋久杉の館」では、屋久杉工芸の紹介のほかつくば博('85)に出展した巨大根株(高さ5m、重さ8t)を展示しており、研修室ではクラフト体験教室も行っています。

## 奄美大島の環境学習施設について

### 奄美野生生物保護センター



奄美野生生物保護センターは、奄美群島の生きものや自然を保護するために設置された環境省の施設です。アマミノクロウサギなどの希少な野生生物に関する調査・研究、外来種であるマングースの防除事業、センターでの展示や自然観察会などを通じた普及啓発、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産に向けた取組などを総合的に行う拠点施設です。

### 奄美自然観察の森



奄美自然観察の森は、眺望が素晴らしい広大な森林公園で奄美群島国立公園の第1種特別地域に指定されています。自然を生かした広い園内には遊歩道が整備され、奄美固有の植物や野鳥、昆虫などを観察しながら散策できます。

1月～2月はヒカンザクラ、夏はホタルなど、四季折々の自然が楽しめます。また、バードウォッチングのメッカとして、季節を問わず世界中から多くの野鳥ファンが訪れます。

### 奄美パーク



奄美パークは、奄美の美しい自然や多様な文化、歴史をビジュアルで紹介するとともに、人々の交流の場となる「奄美の郷」と、奄美の自然を描き続けた日本画家、田中一村の作品を紹介する「田中一村記念美術館」の二つの施設を中核とする奄美群島の観光拠点施設です。

## 2 県内の主な環境学習拠点施設

施設名	電話番号	住所(下段:ホームページアドレス)
屋久島環境文化村センター	0997-42-2900	〒891-4205 熊毛郡屋久島町宮之浦823-1 <a href="http://www.yakushima.or.jp/static/village.php">http://www.yakushima.or.jp/static/village.php</a>
屋久島環境文化研修センター	0997-46-2900	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房2739-343 <a href="http://www.yakushima.or.jp/static/learning.php">http://www.yakushima.or.jp/static/learning.php</a>
特定非営利活動法人 くすの木自然館	0995-67-6042	〒899-5652 姶良市平松7703 <a href="http://kusunokishizenkan.com/">http://kusunokishizenkan.com/</a>
株式会社そらのまち	099-225-7107	〒892-0842 鹿児島市東千石町17-1金海堂ビル <a href="https://www.solanomachi.com/">https://www.solanomachi.com/</a>
鹿児島県地球温暖化防止活動推進センター (一財)鹿児島県環境技術協会内)	099-284-6013	〒891-0132 鹿児島市七ツ島一丁目1-5 <a href="http://www.kagoshima-env.or.jp/kccca/">http://www.kagoshima-env.or.jp/kccca/</a>
かごしま環境未来館	099-806-6666	〒890-0041 鹿児島市城西二丁目1-5 <a href="http://www.kagoshima-miraikan.jp/">http://www.kagoshima-miraikan.jp/</a>
県立博物館	099-223-6050	〒892-0853 鹿児島市城山町1-1 <a href="https://www.pref.kagoshima.jp/hakubutsukan/">https://www.pref.kagoshima.jp/hakubutsukan/</a>
県立青少年研修センター	099-294-2111	〒891-1305 鹿児島市宮之浦町4226-1 <a href="http://www.pref.kagoshima.jp/kikan/seisyouken/index.html">http://www.pref.kagoshima.jp/kikan/seisyouken/index.html</a>
県立霧島自然ふれあいセンター	0995-78-2815	〒899-6603 霧島市牧園町高千穂3617-1 <a href="https://ki-fureaicenter.jp/">https://ki-fureaicenter.jp/</a>
県立南薩少年自然の家	0993-77-2500	〒899-3404 南さつま市金峰町高橋3252 <a href="http://www.pref.kagoshima.jp/kikan/nansatsu/index.html">http://www.pref.kagoshima.jp/kikan/nansatsu/index.html</a>
県立奄美少年自然の家	0997-53-1032	〒894-0043 奄美市名瀬朝仁字赤崎1096-2 <a href="http://www.pref.kagoshima.jp/kikan/amami/index.html">http://www.pref.kagoshima.jp/kikan/amami/index.html</a>
鹿児島市立少年自然の家	099-244-0333	〒892-0871 鹿児島市吉野町11078-4 <a href="http://www.city.kagoshima.lg.jp/kyoiku/kyoiku/syonenshizen/top.html">http://www.city.kagoshima.lg.jp/kyoiku/kyoiku/syonenshizen/top.html</a>
出水市青年の家	0996-63-2135	〒899-0215 出水市武本1044 <a href="https://www.city.kagoshima-izumi.lg.jp/bunka/seinen/index.html">https://www.city.kagoshima-izumi.lg.jp/bunka/seinen/index.html</a>
薩摩川内市立少年自然の家	0996-29-2114	〒895-0005 薩摩川内市永利町2133-15 <a href="http://www.edu.satsumasendai.jp/shizen/">http://www.edu.satsumasendai.jp/shizen/</a>
国立大隅青少年自然の家	0994-46-2222	〒891-2396 鹿屋市花里町赤崩 <a href="http://osumi.niye.go.jp/">http://osumi.niye.go.jp/</a>
県民の森	0995-68-0557	〒899-5541 姶良市北山3464-119 <a href="http://www.kkmori.jp/">http://www.kkmori.jp/</a>
照葉樹の森	080-6417-6518	〒893-2401 肝属郡錦江町田代麓5166-647 <a href="http://www.omega.ne.jp/shouyouju/">http://www.omega.ne.jp/shouyouju/</a>
大隅広域公園	0994-58-5197	〒893-1100 鹿屋市吾平町上名5354 <a href="http://www.synapse.ne.jp/osumi-park/">http://www.synapse.ne.jp/osumi-park/</a>
北薩広域公園	0996-21-3939	〒895-1811 薩摩郡さつま町虎居5470 <a href="http://www.synapse.ne.jp/hokusatu/">http://www.synapse.ne.jp/hokusatu/</a>
吹上浜海浜公園	0993-52-0910	〒897-1123 南さつま市加世田高橋1936-2 <a href="http://www.synapse.ne.jp/~kppfuki/fuindex.html">http://www.synapse.ne.jp/~kppfuki/fuindex.html</a>
上野原縄文の森	0995-48-5701	〒899-4318 霧島市国分上野原縄文の森1-1 <a href="https://www.jomon-no-mori.jp/">https://www.jomon-no-mori.jp/</a>
かごしま県民大学中央センター (かごしま県民交流センター内)	099-221-6604	〒892-0816 鹿児島市山下町14-50 <a href="http://www.kagoshima-pac.jp/functions/central_center-2-2-3/">http://www.kagoshima-pac.jp/functions/central_center-2-2-3/</a>
高千穂河原ビジターセンター	0995-57-2505	〒899-4201 霧島市霧島田口2583-12 <a href="http://www4.synapse.ne.jp/visitor/">http://www4.synapse.ne.jp/visitor/</a>
桜島ビジターセンター	099-293-2443	〒891-1419 鹿児島市桜島横山町1722-29 <a href="http://www.sakurajima.gr.jp/svc/">http://www.sakurajima.gr.jp/svc/</a>
重富海岸自然ふれあい館 なぎさミュージアム	0995-73-3146	〒899-5652 姶良市平松7675 <a href="http://www.nagisa-museum.com/">http://www.nagisa-museum.com/</a>
屋久島町屋久杉自然館	0997-46-3113	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房2739-343 <a href="http://www.yakusugi-museum.com/">http://www.yakusugi-museum.com/</a>
奄美野生生物保護センター	0997-55-8620	〒894-3104 大島郡大和村思勝551 <a href="http://kyushu.env.go.jp/okinawa/awcc/">http://kyushu.env.go.jp/okinawa/awcc/</a>
奄美自然観察の森	0997-54-1329	〒894-0324 大島郡龍郷町円1193番地 <a href="https://www.town.tatsugo.lg.jp/kikakukanko/kanko/shizenkansatsu.html">https://www.town.tatsugo.lg.jp/kikakukanko/kanko/shizenkansatsu.html</a>
奄美パーク	0997-55-2333	〒894-0504 奄美市笠利町節田1834 <a href="https://amamipark.com/">https://amamipark.com/</a>
鹿児島大学 産学・地域共創センター	099-285-8491	〒890-0065 鹿児島市郡元一丁目21-40 <a href="https://www.krcc.kagoshima-u.ac.jp/">https://www.krcc.kagoshima-u.ac.jp/</a>
鹿児島大学農学部附属 高隈演習林	0994-32-6329	〒891-2101 垂水市海潟3237 <a href="http://ace1.agri.kagoshima-u.ac.jp/~takakuma/">http://ace1.agri.kagoshima-u.ac.jp/~takakuma/</a>
鹿児島大学総合研究博物館	099-285-8141	〒890-0065 鹿児島市郡元一丁目21-30 <a href="http://www.museum.kagoshima-u.ac.jp/">http://www.museum.kagoshima-u.ac.jp/</a>

### 3 鹿児島県環境教育等行動計画改定の経緯

- 令和2年  
2月12日 第1回県庁環境学習等推進連絡会議  
●県環境教育等行動計画の改定について
- 8月21日 県環境審議会へ諮問  
●県環境教育等行動計画の改定について
- 8月31日 第1回県環境審議会 総合政策部会  
●改定の考え方、スケジュール等について審議
- 11月13日 第2回県庁環境学習等推進連絡会議  
●素案の概要について検討
- 11月19日 第2回県環境審議会 総合政策部会  
●素案の概要について審議
- 12月14日 骨子案に対する意見聴取  
●パブリック・コメントの実施（12月14日から1月13日まで）  
●市町村へ照会
- 令和3年  
1月28日 第3回県庁環境学習等推進連絡会議  
●案について検討
- 2月12日 第3回県環境審議会 総合政策部会  
●案について審議  
●答申（3月12日付け）

#### 県環境審議会 総合政策部会委員

委員名	部会	団体名・職名等	備考
志村 正子	大気環境	鹿屋体育大学名誉教授	
吉留 俊史	大気環境	鹿児島大学学術研究院理工学域工学系准教授	
富安 卓滋	水環境	鹿児島大学大学院理工学研究科教授	部会長代理
前田 広人	水環境	鹿児島大学名誉教授	
星野 一昭	自然環境	鹿児島大学産学・地域共創センター特任教授	
山本 智子	自然環境	鹿児島大学水産学部教授	
中園 功一	鳥獣	(一社)鹿児島県猟友会会長	
船越 公威	鳥獣	鹿児島国際大学名誉教授	部会長
朝山 毅	温泉	県市長会（奄美市長）	
瀬戸口 三郎	温泉	鹿児島県議会議員（環境厚生委員会）	

#### 県庁環境学習等推進連絡会議委員

部局名	委員
男女共同参画局	青少年男女共同参画課長補佐，くらし共生協働課長補佐，
企画部	地域政策課長補佐，エネルギー政策課長補佐
PR・観光戦略部	観光課長補佐
環境林務部	環境林務課長補佐，地球温暖化対策室長補佐， 廃棄物・リサイクル対策課長補佐，自然保護課長補佐， 環境保全課長補佐，森林経営課長補佐，かごしま材振興課長補佐， 森づくり推進課長補佐
商工労働水産部	水産振興課長補佐
農政部	農政課長補佐，農村振興課長補佐，経営技術課長補佐
土木部	道路維持課長補佐，河川課長補佐，港湾空港課長補佐
教育庁	義務教育課長補佐，社会教育課長補佐，文化財課長補佐

鹿児島県環境教育等行動計画  
令和3年3月策定

発行 鹿児島県環境林務部環境林務課  
地球温暖化対策室

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

TEL 099-286-2586

FAX 099-286-5539